

N P O 関連施策

—令和 7 年度及び令和 8 年度予算—

通常事業 計 2 5 8 件、復興関連事業 計 1 6 件

(目次)

府省庁名	通常事業 (件)	復興関連事業 (件)	総括表ページ数
復興庁	0	1	P 2
内閣府	1 0	1	P 3 ~ P 6
こども家庭庁	7 4	0	P 7 ~ P 2 4
法務省	1	0	P 2 5
外務省	7	0	P 2 6
文部科学省	2 9	3	P 2 7 ~ P 3 4
厚生労働省	4 9	2	P 3 5 ~ P 4 6
農林水産省	3 4	3	P 4 7 ~ P 5 3
経済産業省	6	5	P 5 4 ~ P 5 7
国土交通省	3 1	0	P 5 8 ~ P 6 5
環境省	1 2	1	P 6 6 ~ P 6 9
総務省	5	0	P 7 0 ~ P 7 1

※各施策の詳細につきましては、記載されている所管部局へお問い合わせください。

※令和 7 年度予算額には、補正予算額を含みます。

府省庁名	復興庁
------	-----

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和 8 年度予算額 (百万円)	令和 7 年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	照会窓口	備考
1	被災者支援総合交付金 (被災者支援総合事業)	継続	復興の進展に伴い、自治体が直面する被災者支援の重要課題（住宅・生活再建支援、コミュニティ形成支援、「心の復興」、被災者生活支援、被災者支援コーディネート、県外避難者相談支援など）への対応を支援する。	(5,533 の内数)	(7,699 の内数)	100%	県、市町村、NPO 等	厚生労働班 03-6328-0274 被災者支援・帰還加速班 03-6328-0271	

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和8年度予算額 (百万円)	令和7年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	照会窓口	備考
1	地域女性活躍推進交付金	継続	地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、関係団体と連携して地方公共団体が行う、女性デジタル人材・女性起業家、女性防災リーダーの育成や役員・管理職への女性登用、様々な要因により困難や不安を抱える女性へのNPO等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等、地域の実情に応じた取組の支援を行う。	(300 の内数)	(1,302 の内数)	1/2 又は 3/4	地方公共団体 (NPO 法人等への委託が可能)	各地方公共団体 担当課	
2	男女共同参画機構の設立及び男女共同参画センターの機能強化	新規	国の男女共同参画に関する施策を総合的に行うとともに、男女共同参画センターを拠点としたネットワーク形成のため、全国各地におけるアウトリーチ型研修、地域の男女共同参画に関する課題等の把握・分析等により、各地の男女共同参画センター等を強力に支援することで、女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくりを後押しする。	(657 の内数)	—	—	独立行政法人 男女共同参画 機構	独立行政法人男 女共同参画機構	R8年度から開始 する新規事業の ため実績なし
3	性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金	継続	① 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを核とする性犯罪・性暴力被害者支援のために都道府県等が取り組む事業（センター運営の安定化、支援の質の向上のための取組等）に要する経費を補助し、各地域の被害者支援に係る取組の充実を図る。 ② 配偶者からの暴力被害者等を支援する民間シェルター等の先進的な取組を促進することにより、地域における官民が連携した配偶者暴力被害者等支援の充実及び多様なニーズに応じた支援の枠組みの構築に資することを目的とする。	① (707 の内数) ② (310 の内数)	① (722 の内数) ② (307 の内数)	①1/2、1/3、 10/10 ②3/4	地方公共団体 (NPO 法人等への委託が可能)	各地方公共団体 担当課	

4	「NPO情報管理・公開システム」のガバメントクラウドへの移行に係る調査研究	新規	システム環境を第二期政府共通プラットフォームから、ガバメントクラウドへ移行することに先立ち、調査を経て要件定義書、仕様書等を作成することで移行を円滑にし、引き続き全国のNPO法人及び所轄庁に対してシステムの利用促進、特定非営利活動促進法に基づく諸手続のデジタル化の推進を図る。	—	34 [34]	—	国	内閣府政策統括官（共生・共助担当）付参事官（共助社会づくり推進担当） 03-6257-1517	
5	多世代参画による地域活力プラットフォーム構築調査事業	継続	地域社会の高齢化等が進展する中で、地域課題の解決に向けて、現役世代を含む幅広い世代の住民の地域活動への参画を促進する仕組みを構築する実証事業を実施。	—	65 [65]	—	中間支援組織等	内閣府政策統括官（共生・共助担当）付参事官（総合政策推進担当）	
6	孤独・孤立対策推進交付金	継続	孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方における官・民・NPO等の連携による地域の実情に応じた孤独・孤立対策の推進を支援するとともに、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織を支援する。	135	255 [120]	1/2、2/3 又は 3/4	地方公共団体、NPO 法人等	内閣府孤独・孤立対策推進室 03-3581-4537	社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金の後継事業
7	地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査	継続	誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に対しては、予防等の観点から、地域の多様な主体の連携を通じた日常生活環境での緩やかなつながりや居場所の確保が重要になるため、こうした孤独・孤立の予防や早期対応に資するNPO等の取組モデルを構築し、全国展開を図るとともに、効果的な支援方法等の検討を行う。	25	150 [150]	—	国	内閣府孤独・孤立対策推進室 03-3581-4537	

8	官民連携による被災者支援体制整備等	継続	都道府県域の災害中間支援組織の設置やボランティア・NPO等の民間主体の参画に関する実態調査を行うとともに、被災者支援団体への活動経費を一部助成することにより、官民連携による被災者支援体制を整備する。	93	315	—	内閣府	内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（普及・防災教育・NPOボランティア連携担当） 03-5797-7924	
9	官民連携による被災者支援のネットワークの構築	新規	「リーダー/サポーター研修」の実施や「被災者援護協力団体登録制度の運用」を通じて、平時から被災者支援に関わる団体と人材の情報をデータベース化し、また、都道府県域で設置された災害中間支援組織の機能を強化して官民連携によるネットワークを構築する方策を検討する。	—	440 [440]	—	内閣府	内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（普及・防災教育・NPOボランティア連携担当） 03-5797-7924	
10	災害ケースマネジメントの普及・定着	継続	自治体と連携した平時からの体制構築を目的としたモデル事業、全国協議会を実施する。	16	8	—	内閣府	内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（避難支援担当）付 03- 3593-2849	

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和8年度予算額 (百万円)	令和7年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	照会窓口	備考
1	NPO等の「絆力 (きずなりよく)」 を活かした復興・被災者支援事業	継続	復興・被災者支援を図っていくため、 NPO 等が被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等を結びつける「絆力 (きずなりよく)」を活かして復興・被災者支援を行う取組※1 や、復興・被災者支援を行う NPO 等の絆力を強化するための取組※2 に対して支援を実施。 ※1 被災者の心のケア、コミュニティ形成、避難者支援、風評被害対策、復興・被災者支援を行う NPO 等の取組を、補助事業終了後も継続できるよう、ノウハウや情報の提供等によりサポートする中間支援といった原子力災害からの復興に向けた取組 ※2 原子力災害からの復興に向けた復興・被災者支援を行う NPO 等が支援者等と結びつくためのマッチング・交流等 (県が実施)	53	91	2/3	左記※1 NPO 法人、自治会、社会福祉法人、協議会等 左記※2 福島県	内閣府 政策統括官(経済社会システム担当)付参事官 (社会基盤担当) 03-6257-1514	

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和8年度予算額 (百万円)	令和7年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	照会窓口	備考
1	利用者支援事業	継続	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。	(216,335 の内数)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	(202,357 の内数)(うち補正予算 1,093)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	2/3 以内	市 区 町 村 (NPO 法人等への委託可)	各市区町村の担当課	別途、重層的支援体制整備事業(厚生労働省)としても実施
2	延長保育事業	継続	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する。	(216,335 の内数)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	(202,357 の内数)(うち補正予算 1,093)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	1/3	市 区 町 村 (NPO 法人等への委託可)	各市区町村の担当課	
3	放課後児童健全育成事業	継続	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	(216,335 の内数)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	(202,357 の内数)(うち補正予算 1,093)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	1/3	市 区 町 村 (NPO 法人等への委託可)	各市区町村の担当課	
4	子育て短期支援事業	継続	保護者の疾病等の理由により家庭における養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な養育・保護を行う。	(216,335 の内数)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	(202,357 の内数)(うち補正予算 1,093)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	1/3	市 区 町 村 (NPO 法人等への委託可)	各市区町村の担当課	
5	乳児家庭全戸訪問事業	継続	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的	(216,335 の内数)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	(202,357 の内数)(うち補正予算 1,093)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	1/3	市 区 町 村 (NPO 法人等への委託可)	各市区町村の担当課	

			とする。						
6	養育支援訪問事業	継続	養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。	(216,335 の内数)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	(202,357 の内数)(うち補正予算 1,093)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	1/3	市 区 町 村 (NPO 法人等への委託可)	各市区町村の担当課	
7	地域子育て支援拠点事業	継続	地域において子育て支援拠点を身近な場所に設置し、子育て親子の交流促進や子育て等に関する相談の実施等を行う。	(216,335 の内数)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	(202,357 の内数)(うち補正予算 1,093)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	1/3	市 区 町 村 (NPO 法人等への委託可)	各市区町村の担当課	別途、重層的支援体制整備事業(厚生労働省)としても実施
8	一時預かり事業	継続	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う。	(216,335 の内数)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	(202,357 の内数)(うち補正予算 1,093)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	1/3	市 区 町 村 (NPO 法人等への委託可)	各市区町村の担当課	
9	病児保育事業	継続	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う。	(216,335 の内数)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	(202,357 の内数)(うち補正予算 1,093)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	1/3	市 区 町 村 (NPO 法人等への委託可)	各市区町村の担当課	
10	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	継続	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。	(216,335 の内数)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	(202,357 の内数)(うち補正予算 1,093)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	1/3	市 区 町 村 (NPO 法人等への委託可)	各市区町村の担当課	
11	子ども・子育て支援施設整備交付金	継続	放課後児童クラブ、病児保育施設の施設整備(創設、改築、拡張等)に係る経費の一部を補助する。	6,741	(9,900 の内数)(うち補正予算 832)	2/9(待機児童解消のための整備の場合 1/2)、3/10	<実施主体> 市区町村 <設置主体> 市区町村、社会福祉法人、NPO 法人等	各市区町村の担当課	
12	次世代育成支援対策施設整備交付金(う	継続	児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、地域子育て支援拠点事業所、利用者	6,652	(16,088 の内数)(うち補正予算 9,436)	定額(1/2 相当)	<実施主体> 都道府県又は指定都市、中	実施主体の児童福祉担当課	

	ち、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所、子育て短期支援事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、一時預かり事業所、産後ケア事業を行う施設、児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所に係る施設整備事業)		支援事業所、子育て短期支援事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、一時預かり事業所、産後ケア事業を行う施設、児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所の施設整備（創設、増築、増改築等）に係る経費の一部を補助する。				核市若しくは市町村 ＜設置主体＞ NPO 法人、社会福法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、営利法人等		
13	就学前教育・保育施設整備交付金	継続	保育所等の施設整備（創設、増築、増改築等）に係る経費の一部を補助する。	22,932	(55,080 の内数) (うち補正予算 30,618)	定額 (1/2 相当) ※「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受ける等、一定の嵩上げ要件を満たす場合 2/3 相当	＜実施主体＞ 市区町村 ＜委託先＞ NPO 法人等	実施主体の保育担当課	
14	保育対策総合	継	地権者から整備候補地の公募・	(46,272 の内	(63,355 の内数)	1/2	＜実施主体＞	実施主体の保育担当課	

	支援事業費補助金（うち、民有地マッチング事業）	続	選考等を行うとともに、当該候補地での保育園等整備を希望する法人の公募・選考等に必要な経費の一部を補助する。	数)	(うち補正予算 16,945)		都道府県 市区町村 都道府県等が 認めた者 ＜委託先＞ NPO 法人等		
15	保育対策総合支援事業費補助金（うち、保育所等改修費等支援事業）	継続	保育所等の賃貸物件を活用して設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。	(46,272 の内数)	(63,355 の内数) (うち補正予算 3,076)	1/2 ※「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受ける等、一定の嵩上げ要件を満たす場合 2/3 相当	＜実施主体＞ 市区町村 ＜委託先＞ NPO 法人等	実施主体の保育担当課	
16	保育対策総合支援事業費補助金（うち、認可外保育施設改修費等支援事業）	継続	認可外保育施設について、認可保育施設等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等の費用を補助する。	(46,272 の内数)	(63,355 の内数) (うち補正予算 16,945)	1/2	＜実施主体＞ 都道府県 市区町村 ＜委託先＞ NPO 法人等	実施主体の保育担当課	
17	保育対策総合支援事業費補助金（うち、都市部における保育所等への賃借料等支援事業）	継続	①賃借料が局地的に実勢と乖離している地域の保育所について、公定価格における賃借料加算との乖離分を補助する。 ②保育所等の整備にあたり、土地の確保が困難な都市部等での保育所等の整備を促進するため、土地借料の一部を補助する。	(46,272 の内数)	(63,355 の内数) (うち補正予算 16,945)	1/2 ※①特別区及び財政力指数が 1.0 を超える自治体②原則の補助割合で算出した本事業の国庫補助額が 1 億円を超える自治体以上の①②を満たす場合 1/3	＜実施主体＞ 市区町村 ＜委託先＞ NPO 法人等	実施主体の保育担当課	
18	保育対策総合支援事業費補助金（うち、保育士・保育所支援センター設置運営事業）	継続	各地域における保育人材確保の実効性を高めるため、保育士・保育所支援センターにおいて、地域の実情に応じた支援目標や確実な根拠に基づく KPI を設定、取組の事業効果を評価し、見直し・改善・支援内容の充実を図り、センターを基軸として地域の保育人材確保のために総合的に取り組む費用の一部を補助する。	(46,272 の内数)	(63,355 の内数) (うち補正予算 16,945)	1/2	＜実施主体＞ 都道府県 指定都市 中核市 ＜委託先＞ NPO 法人等	実施主体の保育担当課	
19	保育対策総合	継	保育士の離職防止及び保育所等	(46,272 の内	(63,355 の内数)	1/2	＜実施主体＞	実施主体の保育担当課	

	支援事業費補助金（うち、保育士や保育事業者等への巡回支援事業）	続	の勤務環境改善を進めるため、保育所等に勤務する保育士や保育事業者及び放課後児童クラブを対象とした巡回相談等の支援に要する費用の一部を補助する。	数)	(うち補正予算 16,945)		都道府県 市区町村 ＜委託先＞ NPO 法人等		
20	保育対策総合支援事業費補助金（うち保育環境改善等事業）	継続	保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等、病児・病後児保育（体調不良児対応型）の設備の整備等に必要な経費の一部を補助する。	(46,272 の内 数)	(63,355 の内数) (うち補正予算 305)	1/2, 1/3	＜実施主体＞ 都道府県 市区町村 ＜委託先＞ NPO 法人等	実施主体の保育担当課	
21	保育対策総合支援事業費補助金（うち、広域的保育所等利用事業）	継続	こども送迎センター等から保育所等又は保育所等から屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎を実施するための費用の一部を補助する。	(46,272 の内 数)	(63,355 の内数) (うち補正予算 16,945)	1/2	市区町村 ＜委託先＞ NPO 法人等	実施主体の保育担当課	
22	保育対策総合支援事業費補助金（うち、家庭支援推進保育事業）	継続	家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童を多数（40%以上）受け入れている保育所に対して保育士の加配を行う。	(46,272 の内 数)	(63,355 の内数) (うち補正予算 16,945)	1/2	市区町村 ＜委託先＞ NPO 法人等	実施主体の保育担当課	
23	保育対策総合支援事業費補助金（うち、保育利用支援事業（入園予約制））	継続	保護者が育児休業取得後に保育の提供を受けることができるよう予約制の仕組みを設ける際に必要な経費の一部を補助する。	(46,272 の内 数)	(63,355 の内数) (うち補正予算 16,945)	1/2	市区町村 ＜委託先＞ NPO 法人等	実施主体の保育担当課	
24	保育対策総合支援事業費補助金（うち、3歳児受入れ等連携支援事業）	継続	小規模保育事業などを利用する児童の3歳到達時における保育園等への円滑な接続を図るため、保育所等において3歳児以降の児童の受入れを重点的に行い、小規模保育事業所等と積極的に接続を行った場合に要する費用や、複数の家庭的保育事業者及び連携施設が保育環境の整備や経営の効率化を共同で行う体制作りを実施するための費用の一部を補助する。	(46,272 の内 数)	(63,355 の内数) (うち補正予算 16,945)	1/2	市区町村 ＜委託先＞ NPO 法人等	実施主体の保育担当課	
25	保育対策総合支援事業費補助金（うち、医療的ケア児保育支援事業）	継続	医療的ケアを必要とする児童が、保育所等の利用を希望する場合の受入体制整備を行うために必要な経費の一部を補助する。	(46,272 の内 数)	(63,355 の内数) (うち補正予算 16,945)	1/2 ※医療的ケア 児の受入れ体 制拡充のため、 新たな保育所 等において、 医療的ケ	都道府県 市区町村 ＜委託先＞ NPO 法人等	実施主体の保育担当課	令和2年度 までの事業 名：医療的 ケア児保育 支援モデル 事業

						ア児の受入れを開始する自治体の場合 2/3 ※2/3の国庫補助率の対象は、財政力指数1未満の自治体とし、その他の自治体は国庫補助率を1/2とする。 ただし、経過措置として、令和8年度末までは、「医療的ケア児の受入れを開始する」要件を満たす全ての自治体の補助率を2/3とする。			
26	保育対策総合支援事業費補助金（うち、認可外保育施設の衛生・安全対策事業）	継続	認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施するための費用の一部を補助する。	(46,272の内数)	(63,355の内数) (うち補正予算16,945)	1/3	<実施主体> 市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体の保育担当課	
27	保育対策総合支援事業費補助金（うち、認可化移行調査・助言指導事業）	継続	認可化するにあたり障害となっている事由を診断するほか、指導監督基準を満たしていない認可外保育施設への指導を強化し、移行するための計画書の作成及び見直しに必要な費用の一部を補助する。	(46,272の内数)	(63,355の内数) (うち補正予算16,945)	1/2	<実施主体> 都道府県 市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体の保育担当課	
28	保育対策総合支援事業費補助金（うち、認可化移行移転費等支援事業）	継続	認可化するにあたり立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要な費用の一部を補助する。	(46,272の内数)	(63,355の内数) (うち補正予算16,945)	1/2	<実施主体> 市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体の保育担当課	
29	保育対策総合支援事業費補助金（うち、	継続	保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う	(46,272の内数)	(63,355の内数) (うち補正予算16,945)	1/2	<実施主体> 都道府県 市区町村	実施主体の保育担当課	

	保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業)		「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に必要な費用の一部を補助する。				<委託先> NPO 法人等		
30	保育対策総合支援事業費補助金（うち、新たな待機児童対策提案型事業）	継続	待機児童対策協議会に参加する自治体が実施する待機児童解消に向けた先駆的な取組であって、こども家庭庁が適当と認めた場合に費用の一部を補助する。	(46,272 の内数)	(63,355 の内数) (うち補正予算 16,945)	3/4	都道府県 市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体の保育担当課	
31	保育対策総合支援事業費補助金（うち、保育所等における ICT 化推進等事業）	継続	保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、こどもの登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済）に係る ICT 等を活用したシステムの導入費用及び外国人の保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。	※	(1,346 の内数) (うち補正予算 1,346)	1/2	都道府県、市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体の保育担当課	
32	保育対策総合支援事業費補助金（うち、保育所等における要支援児童等対応推進事業）	継続	保育所等において、保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所等における要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者等）の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る。	(46,272 の内数)	(63,355 の内数) (うち補正予算 16,945)	1/2	都道府県 市区町村 市町村等が認めた者 <委託先> NPO 法人等	実施主体の保育担当課	
33	母子家庭等対策総合支援事業（うち、ひとり親家庭等生活向上事業（こどもの生活・学習支援事業））	継続	放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもの生活習慣の習得・学習支援等を行う事業。	(20,315 の内数)	(17,996 の内数)	1/2	<実施主体> 都道府県、市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体の児童福祉担当課	実施主体は、事業の全部又は一部を NPO 法人等に委託可。
34	ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業	継続	困窮するひとり親家庭等や要支援世帯のこども等を対象とした、こども食堂など、こどもの居場所や食への支援を行う。	※	1,520 (うち補正予算 1,520)	10/10	<実施主体> 社会福祉法人、NPO 法人、公益法	こども家庭庁支援局家庭福祉課（03-6859-0183）	

						人等		
35	社会的養護経験者等ネットワーク形成事業	継続	措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事業所及び児童相談所等の関係機関が相互に交流を深め、意見交換及び意見表明を行う機会等を確保するためのネットワークを構築することで、社会的養護経験者等が抱える課題等を把握・共有し、適切な自立支援へつなげていく。また、特別養子縁組を行った養子及び養親（以下「特別養子縁組当事者」という。）や、養子縁組民間あっせん機関、児童相談所等の関係機関が相互交流を図るためのネットワークを構築することで、特別養子縁組にかかる現状や課題の把握、支援にかかる好事例の共有等を通じて、相互理解を深め、特別養子縁組当事者に対する支援の強化を図る。	23	22	10/10	＜実施主体＞ 民間団体（公募により選定）	こども家庭庁支援局家庭福祉課（03-6859-0149）
36	社会的養護魅力発信等事業	継続	働く場所として児童養護施設等の魅力等を発信するため、学生等に向けた広報啓発活動や、各施設等での職場体験等や施設職員の就業継続を支援するなど、人材確保に関する取組の強化を図る。	20	20	10/10	＜実施主体＞ 民間団体（公募により選定）	こども家庭庁支援局家庭福祉課（03-6859-0149）
37	ヤングケアラー支援体制強化事業（ヤングケアラー実態調査・研修推進事業）	継続	ヤングケアラーの実態調査又は福祉・介護・医療・教育等の関係機関職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。	（20,591の内数）	（41,464の内数）（うち補正予算 20,175）	2/3 ※財政力指数1.0以上の自治体は、補助率1/2。財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。	＜実施主体＞ 都道府市区町村 ＜委託先＞ NPO法人等	実施主体の児童福祉主管課等

38	ヤングケアラー支援体制強化事業（ヤングケアラー支援体制構築事業）	継続	関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」の配置、ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援オンラインサロンの設置運営・支援や外国語対応が必要な家庭に対する通訳派遣等を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。	(20,591 の内数)	(41,464 の内数)（うち補正予算 20,175）	2/3 ※財政力指数 1.0 以上の自治体は、補助率 1/2。財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。	＜実施主体＞ 都道府県市区町村 ＜委託先＞ NPO 法人等	実施主体の児童福祉主管課等	
39	ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業	継続	表面化しにくいヤングケアラーの孤独・孤立を防ぎ、継続した相談・支援体制を構築するため、民間団体等で全国規模のイベントやシンポジウム等を開催し、地域ごとの当事者、支援者同士の相互交流を促すことにより、ヤングケアラーの相互ネットワークの形成を図る。	11	11	10/10	＜実施主体＞ 法人（公募により選定）	支援局虐待防止対策課（TEL03-6859-0116）	
40	支援対象児童等見守り強化事業	継続	こども宅食等の支援を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等を通じ、こどもの状況把握・見守りを行い、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する。また都道府県を介した中間支援法人としての実地形態を導入し、より多くの支援を必要とするこどもの把握、及び支援につなげる体制の強化を図る。	(20,591 の内数)	(41,464 の内数)（うち補正予算 20,715）	2/3 ※財政力指数 1.0 以上の自治体は、補助率 1/2。財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。	＜実施主体＞ 都道府県、市区町村 ＜委託先＞ NPO 法人等	実施主体の児童福祉主管課等	
41	地域少子化対策重点推進交付金	継続	結婚、子育てに関する地方公共団体の取組（結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成の取組）を支援するとともに、結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、地方公共団体が新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助する取組を支援する。	(1,000 の内数)	(8,652 の内数)（うち補正予算 7,652）	①ライフデザイン・結婚支援重点推進事業（※1※2）（一般メニュー：2/3、重点メニュー：3/4）・結婚支援コンシェルジュ事業：(3/4)・結婚、	地方公共団体（NPO 法人等への委託が可能）	実施主体の担当課	

						妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業（一般メニュー：1/2、重点メニュー：2/3） ②結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム（※1）（一般コース：1/2、都道府県主導型市町村連携コース：2/3）（※1）財政力指数1.0以上の自治体は、補助率1/2（※2）財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。			
42	ベビーシッターの研修機会の確保及び資質向上事業	継続	民間事業者が行う、ベビーシッターが認可外保育施設指導監督基準の有資格者要件を満たすための研修や、有資格者要件を満たしたベビーシッター向けの更なる研鑽のための研修等の取組に対し、補助を行う。	35	35	定額 (10/10 相当)	NPO、一般社団法人、一般財団法人等の民間団体	実施主体の担当課	
43	ひとり親家庭に対するプラットフォーム構築事業	継続	ひとり親家庭への支援に関するポータルサイトの作成・運用を行うことで、支援を必要とするひとり親家庭が必要な情報にアクセスしやすい環境の整備を図るとともに、様々な広告媒体を活用した広報啓発等を行う。	28	27	定額	法人（公募により決定）	実施主体の担当課	
44	保育対策総合	継	保育所における2歳児に限り、	(46, 272 の内	(63, 355 の内数)	1/2	<実施主体>	実施主体の保育担当課	

	支援事業費補助金（うち、保育所等における2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業）	続	年度の当初あるいは途中に比べ、やむを得ない事情により利用児童数が減少してしまうようなケースが生じた場合、地域の在宅低年齢児に対する相談支援を実施するための経費を補助する。	数)	(うち補正予算16,945)		市区町村 ＜委託先＞ NPO法人等		
45	子育て世帯訪問支援事業	継続	訪問支援員が、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施する。	(216,335の内数)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	(202,357の内数)(うち補正予算1,093)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	1/3	市町村(NPO法人等への委託が可能)	各市区町村の担当課	
46	児童育成支援拠点事業	継続	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する。	(216,335の内数)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	(202,357の内数)(うち補正予算1,093)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	1/3	市町村(NPO法人等への委託が可能)	各市区町村の担当課	
47	親子関係形成支援事業	継続	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う。	(216,335の内数)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	(202,357の内数)(うち補正予算1,093)(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)	1/3	市町村(NPO法人等への委託が可能)	各市区町村の担当課	
48	こどもの居場所づくり支援体制強化事業	継続	地方自治体におけるこどもの居場所づくりの実態調査・把握や広報啓発活動等の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するた	—	(507の内数)(うち補正予算507)	モデル事業以外1/2 モデル事業10/10	地方公共団体(NPO法人等への委託が可能) NPO法人等の民間団体	各地方公共団体担当課(地方公共団体から委託を受けて実施する場合) こども家庭庁成育局成育環境課(全国展開するオンラインの居場所の取組を行う場合) 03-6861-0229	

			めのモデル事業を継続して行う。				(全国展開するオンラインの居場所の取組のみ)	seiikukankyou.ibasho@cfa.go.jp	
49	里親支援センター等人材育成事業	継続	質の高い里親養育を実現するため、児童相談所や里親支援センターのみならず、NPO法人等の民間フォスティング機関、乳児院・児童養護施設等のそれぞれの「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて支援体制を構築していくことが必要であり、このような支援体制の構築に向けて、児童相談所や里親支援センター、NPO法人等の民間フォスティング機関、乳児院・児童養護施設等の職員を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムの開催を支援する。 また、里親支援センターにおいては、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけられることとなるため、第三者評価機関の職員を対象とした研修事業の実施を行う。	80	77	10/10	<実施主体> 法人（公募により選定）	こども家庭庁支援局家庭福祉課 03-6859-0174 kateifukushi.youikushien@cfa.go.jp	
50	妊産婦等生活援助事業	継続	家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。	—	—	1/2	<実施主体> 都道府県 指定都市 中核市 児童相談所設置市 市及び福祉事務所設置町村 <委託先> NPO法人等 (一般社団・一般財団・任意団体等の非営利団体含む)	実施主体の児童福祉担当課	
51	社会的養護自立支援拠点事業	継続	社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」とい	—	—	1/2	<実施主体> 都道府県 指定都市 児童相談所設	こども家庭庁支援局家庭福祉課（03-6859-0149）	

			う。)の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。				置市 ＜委託先＞ NPO法人等 (一般社団・ 一般財 団・任意体等 の非営利団体 含む)		
52	母子家庭等対策総合支援事業(うち、地域こどもの生活支援強化事業)	継続	多様かつ複合的な困難に直面する子どもたちに対し、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるとともに、支援を必要としている子どもを早期に発見し、適切な支援につなげる事業。	(20,315の内数)	(17,996の内数)	2/3 ※財政力指数1.0以上の自治体は、補助率1/2。財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。	＜実施主体＞ 都道府県 市区町村 ＜委託先及び 間接補助対象 ＞ NPO法人等 (一般社団・ 一般財団・任 意団体等の非 営利団体含 む)	実施主体の児童福祉担当課等	
53	「はじめての100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進(うち「はじめての100か月の育ちビジョン」地域コーディネーターの養成)	名称変更	「はじめての100か月の育ちビジョン」を踏まえ、各地域において、乳幼児や保護者と地域の人々をつなぐなど、具体的な活動を推進する地域コーディネーターを全国的に養成するため、実証地域におけるモデル事例の創出と、当該事例の全国展開に向けた取組を進める。	※	(162の内数) (うち補正予算162)	委託事業であり、申請金額の査定あり	全体統括事業者、自治体・民間団体等12か所程度	こども家庭庁 成育局 成育基盤企画課 指針係 03-6861-0059 seiikukiban.shishin@cfa.go.jp	旧事業名： 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」 策定を見据えた具体的な取組推進
54	特定妊婦等支援機関ネットワーク形成事業	継続	妊産婦等生活援助事業所の設置促進・機能強化を行うとともに、妊産婦等生活援助事業所のほか、市町村や児童相談所、児童福祉施設、医療機関等の関係機関が連携し、家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等(以下「特定妊婦等」という。)への支援についての課題等を把握・共有することで、特定妊婦等への理解をよ	—	63(うち補正予算47)	10/10	法人(公募により選定)	こども家庭庁支援局家庭福祉課 03-6859-0174 kateifukushi.youikushien@cfa.go.jp	

			り深め、支援が必要な特定妊婦等が安心した生活を行うことができる社会の実現を図る。						
55	虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援	継続	親からの虐待や貧困家庭であることに起因して孤立し生活困窮や心身の不調等の様々な困難に直面する学生等に対し、企業や一般からの寄付等に基づく生活援助物資をアウトリーチ型で配布すること等により、脆弱な生活基盤の支えとするとともに、生活援助物資の配布等をきっかけとして更なる相談支援へとつなげていくことを目的とした取組に対し補助を行うことで、こども・若者支援の機会の充実を図る。	(20,591の内数)	(41,464の内数) (うち補正予算20,715)	1/2	都道府県・指定都市（委託先：団体〔一般社団・一般財団・任意団体等の非営利団体含む〕）	こども家庭庁支援局虐待防止対策課相談支援係 03-6859-0117 gyakutaiboushi.houkatsushien@cfa.go.jp	
56	こども若者シェルター・相談支援事業	継続	親からの虐待等に苦しむ10代～20代のこども・若者は、一時保護や施設入所等を望まない（あるいは年齢により対象とならない）場合もある一方で、家庭内での虐待の状況等に応じた様々なニーズを抱えており、こうしたこども若者を支えるためには、一時保護や施設入所等に代わる新たな居場所、支援スキームが必要となっている。こうしたこども若者視点からの新たなニーズへの対応として、家庭等に居場所がないこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）を確保する。	(20,591の内数)	(41,464の内数) (うち補正予算20,715)	1/2	都道府県・指定都市・児童相談所設置市（NPO等の民間団体への委託可）	こども家庭庁支援局虐待防止対策課相談支援係 03-6859-0117 gyakutaiboushi.houkatsushien@cfa.go.jp	
57	見守り体制強化促進のための広報啓発事業	継続	要支援児童等を対象に養育環境の把握や食事の提供等を行い、地域における見守りの担い手となっているNPO法人等に対して、広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体が、ネットワークの中での好事例を集約・周知することで地域の見守り体制強化の促進に寄与することを目的とする。	8	10	定額	民間団体（公募により選定）	こども家庭庁支援局虐待防止対策課調整係 03-6859-0103 jidounetwork@cfa.go.jp	

58	放課後児童クラブ利用手続き等に関わるDX推進実証事業	継続	放課後児童クラブDXを推進するためのコンソーシアム（構成員：市町村、放課後児童クラブ運営法人、事業所、開発ベンダー等）を設置する市町村に対して、業務要件定義の検討やアプリケーションの開発等の実証に係る経費を補助する。	※	(54 の内数) (うち補正予算 54)	10/10	市区町村(NPO 法人等への委託が可能)	各市区町村の担当課	
59	放課後児童クラブ待機児童対策実証等事業	名称変更	放課後児童クラブの待機児童が生じている自治体を実施する、放課後児童クラブに勤務する職員の確保に係る先駆的な取組や民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進する事業の実施等に必要な経費を補助する。	71	—	10/10	都道府県、市区町村(NPO法人等への委託が可能)	各都道府県、市区町村の担当課	放課後児童クラブ職員確保・民間事業者参入支援事業の名称変更
60	放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援	継続	放課後児童クラブ等におけるパーテーション・簡易扉・簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新費用を補助することを通じ、性犯罪防止対策を支援する。	※	(55 の内数) (うち補正予算 55)	10/10	市区町村(NPO 法人等への委託が可能)	各市区町村の担当課	
61	保育対策総合支援事業費補助金（うち人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業）	継続	認可保育所等で行う地域の人々も交えた様々な取組を支援し、具体的な取組内容や運用上の工夫、財政面も含めた運営上の課題など、今後の保育所の多機能化に向けた効果等を検証し、地域における保育機能の確保・強化を図るためのモデルを構築するために必要な経費を補助する。 また、自治体における将来的な保育ニーズなどを踏まえた地域分析のモデルを構築するために必要な経費を補助する。	※	(293 の内数) (うち補正予算 293)	3/4	<実施主体> 都道府県、市区町村 <委託先> NPO法人等	実施主体の担当課	
62	保育対策総合支援事業費補助金（うち保育ICTラボ事業）	継続	全国複数拠点において、民間事業者等が自治体と連携し、①先端的な保育ICT のショーケース化②ICT に関する相談窓口・人材育成③ネットワーク形成・普及啓発をパッケージとして行うモデル的な取組（「保育ICT ラボ」）を行うための経費を支援する。	※	(207 の内数) (うち補正予算 207)	10/10	<実施主体> 民間団体（公募により選定）	こども家庭庁成育局保育政策課（03-6858-0058）hoiku-dx@cfa.go.jp	
63	性と健康の相	継	【必須事業】	(5,643 の	(5,765 の内	1/2	地方公共団体	実施主体の事業担当課	

	談センター事業	続 (1) 不妊症・不育症や予期せぬ妊娠を含む妊娠・出産、思春期や性の悩み等を有する男女への専門的な相談指導 (2) 不妊治療と仕事の両立に関する相談対応 (3) 生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会・出前講座（教育機関・企業等への講師派遣）の開催 (4) 相談指導を行う相談員の研修養成（企業等向けのプレコンセプションケアに関するものも含む）(※) (5) 男女の性や生殖、妊娠・出産、不妊治療等に関する医学的・科学的知見の普及啓発(※) 【重点事業】 (6) 学校で児童・生徒向けに性・生殖に関する教育等を実施する医師や助産師等の研修会実施等の支援 (7) 基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援(R6～) (8) 医療機関等に委託するプレコンセプションケアに関する相談支援(R6 補正～) (9) SNS を活用したオンライン相談対応（夜間対応含む） 【一般事業】 (10) 性と健康の相談支援センターや委託先となっている医療機関等のオンライン相談の初期設備整備(R6 補正～) (11) 特定妊婦等に対する産科受診等支援（性感染症などの疾病等に関する受診を含む。） (12) 若年妊婦等に対するアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保 (13) 出生前遺伝学的検査(NIPT)に関する専門的な相談支援 (14) HTLV-1 等母子感染対策	内数)	数)	※地方版プレコンセプションケアを策定し、プレコンサポーターの活用を位置付けている自治体であって、かつ、必須事業及び重点事業を全て実施した場合、必須事業及び重点事業の補助率を嵩上げ 上記要件に加えて、財政力指数 1 未満の自治体の場合 2/3（一般事業は嵩上げなし）	(NP0 法人等への委託が可能)	
--	----------------	---	------------	-----------	---	-------------------------	--

			協議会の設置等 (15) 不妊症・不育症患者等の 支援のためのネットワーク整備						
64	入院中のこ どもの家族の付 添い等に関す る環境改善事 業	継 続	入院中のこどもの家族の環境整 備の取組等の充実を図り、こど もや家族が安心して入院するこ とができる環境改善を行う。	—	(233 の内数) (うち補正予 算 233)	1/2	地方公共団体 (NPO 法人等 への委託が可 能)	実施主体の事業担当課	
65	こどもの居場 所づくりコー ディネーター 配置等支援事 業	継 続	こどもの視点に立った多様な居 場所づくりが行われるよう、地 方自治体におけるこどもの居場 所づくりの支援体制の構築等に 必要な「こどもの居場所づくり コーディネーター」の配置等の 支援を行う。	662	882	1/2	地方自治体 (NPO 法人等 への委託が可 能)	実施主体の事業担当課（地方公共団体から 委託を受けて実施する場合）	
66	乳児等のため の支援給付交 付金	新 規	子ども・子育て支援法に基づ き、市町村が支給する乳児等の ための支援給付の支給に要する 費用を負担することにより、全 てのこどもの育ちを応援し、こ どもの良質な成育環境を整備す るとともに、全ての子育て家庭 に対して、多様な働き方やライ フスタイルにかかわらない形で の支援を強化することを目的と する。	34,882	—	3/4	地方公共団 体（NPO法人 等への委託が 可能）	実施主体の保育担当課	
67	企業等の活力 を活かした小 学生の預かり 機能構築モデ ル事業	新 規	企業等の民間の創意工夫を活か した預かりの場や、職域や地域 に密着した小学生の居場所を構 築するための環境整備に係る実 証的な取組を行う。	—	(1,000 の内 数) (うち補正予 算 1,000)	10/10	民間団体、地 方自治体 (NPO 法人等 への委託が可 能)	実施主体の事業担当課（地方公共団体から 委託を受けて実施する場合） または こども家庭庁成育局成育環境課 03-6861-0303 seikukankyou.kenzen@cfa.go.jp	
68	子育て短期支 援事業機能強 化モデル事業	新 規	新たな施設や里親等での受皿の 確保、多様な児童が利用できる ような受皿の拡充を推進するた め、設定したテーマに対する事 業を実践し、アウトプット評価 の実施を行い、取組事例として 横展開を行うことで、子育て短 期支援事業の機能強化を図る。	—	(50 の内数) (うち補正予算 50)	2/3	地方自治体 (NPO 法人等 への委託が可 能)	実施主体の事業担当課（地方公共団体から 委託を受けて実施する場合）	
69	地域における 若者支援コー ディネート事 業	新 規	官民が連携し、困難を有する若 者とのコンタクトポイントを確 保して効果的に相談につなげる ための信頼関係を構築するとと もに、必要な支援を提供するた めのコーディネートを、子ど	—	297 (うち補正予算 297)	2/3, 10/10	地方公共団 体（NPO 法人 等への委託可 能）	実施主体の事業担当課	

			も・若者総合相談センター、こども家庭センター等の地域の機関・団体等において行う場合、補助を行う。						
70	ひとり親家庭等相談支援従事者人材育成研修事業	新規	母子・父子自立支援員を中心としたひとり親家庭等支援に従事する相談員に対して研修を実施し、相談支援従事者の質の向上を図ることで、相談支援体制を更に強化する。	—	20 (うち補正予算 20)	10/10	法人（公募により選定）	こども家庭庁支援局家庭福祉課 03-6859-0183 kateifukushi.seikatsushien@cfa.go.jp	
71	民間企業等による自治体と連携したヤングケアラーへの食支援事業	新規	学校や関係機関が把握したヤングケアラーの家庭に食支援を提供することで関係構築の「きっかけ」を作り、実態把握の取組に補助をする。	—	20 (うち補正予算 20)	10/10	民間法人・公益法人等（公募により選定）	こども家庭庁支援局虐待防止対策課 03-6859-0116 gyakutaiboushi.houkatsushien@cfa.go.jp	
72	里親支援センター設置促進等支援事業	新規	改正児童福祉法において創設された里親支援センターについて、自治体（都道府県・指定都市・児童相談所設置市）での設置促進・機能強化を支援することにより、里親等委託の更なる推進及び里親家庭等に対する支援の充実を図る。	—	100 (うち補正予算 100)	10/10 ※委託費の上限額内で交付	国（委託により実施）	こども家庭庁支援局家庭福祉課 03-6859-0174 kateifukushi.youikushien@cfa.go.jp	
73	法定協議会の効果的な運営に向けたモデル事業	新規	法定協議会の実効性を高めるため、自殺対策に係る活動を行う民間団体等と連携を図りつつ、協議会の円滑な立ち上げや効果的な運営等のモデルの構築や、こどもの自殺対策に関する相談窓口を設置することにより、運営に係る課題や支援の事例等を把握する。	64	120 (うち補正予算 120)	10/10（委託費）	地方公共団体（一部をNPO 法人等民間団体等への委託等可能）	こども家庭庁支援局総務課こどもの自殺対策推進室 03-3539-8352	
74	地域ネットワーク構築によるこども支援事業	新規	いじめや不登校をはじめ、学校に関係するこどもの多様な悩みや、その背景にある課題に対応するため、首長部局、学校・教育委員会、福祉・医療・保健等の専門機関、NPO等の地域における関係機関のネットワーク構築を図り、こどもやその保護者の悩みの解消に向けた取組を推進する。	—	(769 の内数) (うち補正予算 769)	10/10（委託費）	地方公共団体（一部をNPO 法人等民間団体等への委託等可能）	実施主体の事業担当課	

※ R7 年度予算からの繰り越し分がある。

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和8年度予算額 (百万円)	令和7年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	照会窓口	備考
1	刑務所出所者等の住居確保（更生緊急保護等の委託）	継続	適当な住居のない刑務所出所者等について、保護観察所の長が更生保護事業を営む者等に委託して宿泊場所の供与等を実施する。	(5,598 の内数)	(5,544 の内数)	—	国	保護局 更生保護振興課 03-3580-4111 (内 4302)	

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和8年度予算額 (百万円)	令和7年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	照会窓口	備考
1	日本 NGO 連携無償資金協力	継続	日本の NGO が開発途上国・地域で実施する経済・社会開発事業及び緊急人道支援事業に外務省が資金協力するもの。	(無償資金協力 153,100 の内数)	(無償資金協力 151,440 の内数)	上限1億円 (ジャパン・プラットフォーム 事業を除く)	NPO・NGO	外務省 NGO 協力推進 室	
2	NGO 事業補助金	継続	日本の NGO が海外で実施する開発協力事業に関連し、プロジェクトの形成、プロジェクト後の評価、および国内外における会議開催等の事業に要する経費に対し補助金を交付するもの。	4.71	5.71	総事業費の 1/2 以下 (上 限 200 万円)	NPO・NGO	外務省 NGO 協力推進 室	
3	NGO 活動環境整備事業	継続	日本の NGO の組織体制・事業実施能力強化や専門性向上を目的として、①NGO 相談員、②NGO インターン・プログラム、③NGO スタディ・プログラム、④NGO 研究会等を行うもの。	63.84	64.95	—	NPO・NGO	外務省 NGO 協力推進 室	
4	JICA 草の根技術協力事業	継続	日本の NGO 等が提案する現地住民の生活改善・生計向上に裨益することを目的とした技術協力事業を実施するもの。	(JICA 運営費交付 金等 150,030 の内 数)	(JICA 運営費交付 金等 148,380 の内 数)	上限額まで (1 億円【パートナー 型】、1000 万円 【支援型】)	NPO・NGO	JICA 国内事業部 市民参加推進 課	
5	JICANGO 等活動支援事業	継続	日本の NGO 等に対し、能力強化を目的とし、①JICA が企画する研修 (事業マネジメント等)、②NGO 等のニーズに応じて NGO 等から提案型の研修を行うもの。	(JICA 運営費交付 金等 150,030 の内 数)	(JICA 運営費交付 金等 148,380 の内 数)	① — ② 上限額まで (1,500 万円)	NPO・NGO	JICA 国内事業部 市民参加推進 課	
6	JICA 本邦安全対策研修	継続	昨今の世界的な治安情報の変化を踏まえ、ODA 事業に関連する企業・団体・NGO 等 (JICA と契約関係にない国際協力事業関係者を含む) に、安全対策研修 (渡航者向け・テロ対策実技訓練) を実施するもの。	(JICA 運営費交付 金等 150,030 の内 数)	(JICA 運営費交付 金等 148,380 の内 数)	—	JICA	JICA 安全管理部 計画・安全啓 発課	
7	海外派遣助成	継続	日本の芸術や文化の海外への紹介や文化芸術分野における国際的な貢献を目的として、海外において公演、講演、デモンストレーション、ワークショップ等の文化芸術事業を実施するため、海外に渡航する芸術家や日本文化諸分野の専門家等に対し、経費の一部を助成するもの。	(国際交流基金 運営費交付金 12,263 の内数)	(国際交流基金 運営費交付金 11,738 の内数)	—	一定の要件を 満たす日本国 内の団体 (NPO 法人を 含む) 又は個人	国際交流基金 文化事業部 舞台芸術チー ム	

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和8年度予算額 (百万円)	令和7年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	照会窓口	備考
1	ユネスコ未来共創プラットフォーム for 2030 ~UNESCOconnect ~事業	継続	国際社会が一致して取り組む SDGs の達成年限である 2030 年に向けて、多分野にわたるユネスコ活動の横のつながりと、SDGs の実現に向けて積極的に取り組む多様なステークホルダーの連携、活動成果の国内外への発信等を一体的に推進することを目的としたプラットフォームを構築・運営する。また、SDGs 達成の担い手であるユースのユネスコ活動への主体的な参画を促すことにより、ユースのネットワークを強化し、ユースの声をユネスコ活動に反映するとともに、その成果を国内外に発信する。	139	148	委託事業であり、申請金額の査定あり	公益法人、民間企業、NPO 法人等	文部科学省 国際統括官付 03-5253-4111 (内 2602)	
2	教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業	継続	教師が教職生涯にわたって資質能力（自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力や、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力など）を向上させていく効果的な仕組みの構築に資するため、大学・教育委員会・民間教育事業者等を活用した委託研究等を行うことにより、教師の養成・採用・研修を通じた改革を推進する。	36	37	委託事業であり、申請金額の査定あり	大学、地方公共団体、民間教育事業者、NPO 法人等	初等中等教育局 教育職員政策課 03-5253-4111 (内 2456)	
3	地域と学校の連携・協働体制構築事業	継続	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に推進するとともに、幅広い地域住民等の参画による学習支援・体験活動等の取組を行う自治体を支援する。（「学校を核とした地域力強化プラン」のメニュー事業）	(7,052 の内数)	(7,052 の内数)	1/3	地方公共団体	総合教育政策局 地域学習推進課 03-5253-4111 (内 3260)	実施主体である地方公共団体が、一部業務を NPO 法人等に委託可。

4	地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業	継続	高校中退者等を対象に、地域資源（高校、サポステ、ハローワーク等）を活用しながら社会的自立を目指し、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する地方公共団体の取組を支援する。 （「学校を核とした地域力強化プラン」のメニュー事業）	9	9	1/3	地方公共団体	総合教育政策局 生涯学習推進課 03-5253-4111 （内 3253）	実施主体である地方公共団体が、一部業務をNPO 法人等に委託可。
5	地域における家庭教育支援基盤構築事業	継続	家庭教育支援チームの組織化による保護者への学習機会や情報の提供に加え、個別の支援が必要な家庭に寄り添った相談対応の実施や、それに対応するためのチーム員等に対する研修の強化への支援などを通じて、家庭教育支援を実施する自治体を支援する。 （「学校を核とした地域力強化プラン」のメニュー事業）	（68 の内数）	（68 の内数）	1/3	地方公共団体	総合教育政策局 地域学習推進課 03-5253-4111 （内 3467）	実施主体である地方公共団体が、一部業務をNPO 法人等に委託可。
6	（独）国立青少年教育振興機構「子どもゆめ基金」助成事業	継続	（独）国立青少年教育振興機構において、未来を担う夢を持った子供の健全育成を推進するため、NPO 法人等の民間団体が実施する様々な体験活動や読書活動等への助成を行う。	（7, 677 の内数）	（7, 703 の内数）	定額（限度額：全国規模 600 万円、都道府県規模 200 万円、市区町村規模 100 万円）	NPO 法人、公益法人などの青少年教育に関する事業を行う民間の団体	総合教育政策局 地域学習推進課 03-5253-4111 （内 2650）	
7	体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト	継続	青少年のリアルな体験活動の機会の充実を図るため、普及啓発、調査研究、教育的効果の高い長期自然体験活動の構築を図るとともに、青少年を対象に優れた取組を行っている企業を表彰する。	67	71	委託事業であり、申請金額の査定あり	地方公共団体、NPO 法人等	総合教育政策局 地域学習推進課 03-5253-4111 （内 2971）	
8	青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業	継続	近年、様々なインターネット接続機器の普及に伴い、SNS 等の利用によるトラブルや犯罪被害の発生、長時間利用による生活リズムの乱れ等が問題となっている。今後、学校・社会全体のデジタル化が更に進展することが予想される中で、青少年やその保護者等がインターネット等を適切に活用できるようにする取組を推進する。 また、アルコール、薬物、ギャンブル等に関する依存症等について、青少年の健全育成の観点から、適切な理解に資する取組や、予防教育の実施を推進する。	21	21	委託事業であり、申請金額の査定あり	地方公共団体、民間企業、NPO 法人等	総合教育政策局 男女共同参画共生・社会学習・安全課 03-5253-4111 （内 2695）	

9	次世代科学技術チャレンジプログラム	継続	理数系に優れた意欲や突出した能力を有する全国の小学生から高校生等を対象に、その能力等のさらなる伸長を図る特別な教育プログラムを提供する NPO 法人を含む機関を支援する。	926	937	委託事業であり、申請金額の査定あり。	大学、高専、科学館、NPO 法人等	国立研究開発法人科学技術振興機構理数学習推進部 048-226-5669	令和 7、8 年度予算額は運営費交付金中の推計額。
10	女子中高生の理系進路選択支援プログラム	継続	女子中高生の理工系分野への興味・関心を高め、理工系分野への進学を促進するため、科学技術分野で活躍する女性研究者等との交流機会の提供や地域や企業等と連携した取組等を実施する NPO 法人を含む機関を支援する。	92	79	委託事業であり、申請金額の査定あり。	大学、高専、科学館、NPO 法人等	国立研究開発法人科学技術振興機構理数学習推進部 048-226-5671	複数機関との共同実施体制の構築が必要。 なお、令和 7、8 年度予算額は運営費交付金中の推計額。
11	社会技術研究開発事業	継続	人文・社会科学及び自然科学の様々な分野の知見を活用し、広く社会の関与者の参画を得た研究開発により社会の具体的問題を解決し、成果の社会実装等を一層推進するため、NPO 法人を含む団体等の取組を支援する。	(1, 436 の内数)	(1, 686 の内数)	委託事業であり、申請金額の査定あり。	大学、地方公共団体、NPO 法人等	国立研究開発法人科学技術振興機構社会技術研究開発センター 03-5214-0132	令和 7、8 年度予算額は運営費交付金中の推計額。
12	スポーツ振興くじ助成 (総合型地域スポーツクラブ活動助成、将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成、スポーツ団体スポーツ活動助成)	継続	(独) 日本スポーツ振興センターが販売するスポーツ振興くじの収益により、NPO 法人を含むスポーツ団体及び地方公共団体が行う主に地域のスポーツ振興を目的とする事業に対して助成を実施する。	未定	(6, 697 の内数)	①総合型地域スポーツクラブ活動助成：9/10 ②将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成：4/5 ③スポーツ団体スポーツ活動助成：2/3～9/10	NPO 法人を含むスポーツ団体及び地方公共団体	(独) 日本スポーツ振興センター 03-5410-9180 kujijosei@jpnssport.go.jp	助成対象事業の実施期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間。 助成対象事業の募集は、当該事業年度の前年度 11 月頃に開始予定。 助成内容は、各助成事業の必要性や助成財源の規模等により、毎年度見直される可能性あり。 詳細は独立行政法人日本スポーツ振興センターの HP 参照。
13	スポーツ振興基金助成 (スポーツ団体選手強化活動助成、スポーツ団体大会開催助成)	継続	(独) 日本スポーツ振興センターが運用するスポーツ振興基金(民間からの寄附金を原資)の運用益や国からの交付金等により、NPO 法人を含むスポーツ団体が行う競技力向上を目的とした強化活動、	未定	(785 の内数)	2/3	NPO 法人を含むスポーツ団体	(独) 日本スポーツ振興センター 03-5410-9180 kujijosei@jpnssport.go.jp	助成対象活動の実施期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間。

	成)		大会開催等のスポーツ活動等に対して助成を実施する。						助成対象活動の募集は、当該事業年度の前年度1月頃に開始予定。 助成内容は、各助成活動の必要性や助成財源の規模等により、毎年度見直される可能性あり。 詳細は独立行政法人日本スポーツ振興センターのHP参照。
14	芸術文化振興基金による助成	継続	すべての国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造するための環境の醸成とその基盤の強化を図る観点から、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動、その他の文化振興又は普及を図る活動に対する援助を継続的・安定に行う。	739	739	募集案内に定める助成対象経費の総額に応じて定額	NP0 法人を含む芸術団体	文化庁 企画調整課 03-5253-4111 (内 4797)	詳細は独立行政法人日本芸術文化振興会のHP参照。
15	舞台芸術等総合支援事業	継続	(創造団体向け支援) 芸術の水準向上に直接的な牽引力となる創造活動への重点支援とともに、各分野の特性に配慮した創造活動の推進及び、その成果について国内外への発信を促し各芸術団体の芸術水準向上を図りつつ、より多くの国民に対し優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供する。	(8,738 の内数)	(9,329 の内の内数)	公演等の制作にかかる経費の一部(申請金額の査定あり)	NP0 法人を含む芸術団体	文化庁 参事官(芸術文化担当)付 03-5253-4111 (内 2081)	
16		継続	(国際芸術交流支援) 我が国のプロフェッショナルな芸術団体の芸術水準向上を図るとともに、国際文化交流に寄与するため、芸術団体が行う海外公演、国際共同制作公演及び我が国で行われる国際的舞台芸術イベント等を支援する。	(8,738 の内数)	(9,329 の内の内数)	公演等の制作にかかる経費の一部(申請金額の査定あり)。	NP0 法人を含む芸術団体	文化庁 参事官(芸術文化担当)付 03-5253-4111 (内 2081)	
17		継続	(芸術家等人材育成) 新進芸術家等が技術を磨いていくために必要な舞台公演・展覧会などの実践の機会や、広い視野、見聞、知識を身につける場を提供するとともにその基盤整備を図り、次代を担い、世界に通用する創造性豊かな新進芸術家の育成等に資する。	(8,738 の内数)	(9,329 の内の内数)	補助事業であり、申請金額の査定あり。	NP0 法人を含む芸術団体	文化庁 参事官(芸術文化担当)付 03-5253-4111 (内 2081)	
18		継続	(学校巡回公演) 小学校・中学校等においてトップレベル	(8,738 の内数)	(9,329 の内の内数)	委託事業であり、申請	NP0 法人を含む芸術団体	文化庁 参事官(芸術文化担当)付	

			の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演を行う。			金額の査定あり。	体	03-5253-4111 (内 2835)	
19	学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業	継続	小学校・中学校等に文化芸術団体又は個人や少人数の芸術家を派遣し、子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施する。さらに、芸術教科担当教員への研修等を通じた学びの機会を確保し、教員及び子供の豊かな芸術教育の充実化を図る。 本事業では、『NPO 法人等提案方式』という実施方式を設けている。	(5, 621 の内数)	(5, 580 の内数)	委託事業であり、申請金額の査定あり。	NPO 法人を含む芸術団体	文化庁 参事官（芸術文化担当）付 03-5253-4111 (内 2835)	
20	現代的課題に対応した劇場・音楽堂等の総合的な機能強化の推進	継続	①我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発事業等を支援する。 ②子供たちが本格的な実演舞台公演に親しむことにより、豊かな想像力を涵養するため、劇場・音楽堂等における子供たちの鑑賞・体験機会を提供する取組を推進。 ③優れた芸術団体（又は統括団体）と地方の劇場・音楽堂等とが覚書等による事業連携を行い、芸術団体の中長期的な活動基盤を形成する取組に対し、一定期間継続的に支援する。	(4, 593 の内数)	(3, 669 の内数)	①募集案内に定める助成対象経費の2分の1以内、かつ、自己負担金の範囲内。又は、事業実施に係る経費の一部（申請金額の査定あり）。 ②実際に鑑賞された無料（又は半額）チケット料金の総額。 ③募集案内に定める助成対象経費であり、かつ、自己負担金の範囲内。	①劇場・音楽堂等の設置者又は管理者 ②劇場・音楽堂等の設置者又は管理者、又は実演芸術団体 ③劇場・音楽堂等の設置者又は管理者、実演芸術の創造団体又は統括団体	文化庁 参事官（芸術文化担当）付 03-5253-4111 (内 3143)	
21	日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業	継続	現職日本語教師向けの生活・留学・就労・難民、中堅等の分野別の研修を実施するとともに、日本語教師の養成・研修を担う高度な専門人材育成に関する大学等を拠点としたネットワークの構築等を行う。	212	260	委託事業であり、申請金額の査定あり。	大学、公益法人、NPO 法人等	総合教育政策局 日本語教育課 03-5253-4111 (内 2255)	

22	伝統文化親子教室事業	継続	次代を担う子供たちに対して、茶道、華道、和装、囲碁、将棋などの伝統文化・生活文化等を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する取組に対して支援を行う。 また、組織的・広域的に体験機会を提供する取組を支援することで、地域偏在の解消等、より多くの子供たちが体験機会を得られるようにする。	(1,488 の内数)	(1,488 の内数)	委託事業であり、申請金額の査定あり。	NPO 法人を含む文化関係団体等	文化庁 参事官（伝統文化・生活文化担当）付 075-451-4111（内 9587）	
23	地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等）	継続	地域に古くから伝わる伝統行事や民俗芸能等を次代へ継承し地域活性化を推進するため、用具修理・後継者養成の取組の支援を行う。	401	1722 [1321]	85%	実行委員会等	文化庁 参事官（伝統文化・生活文化担当）付 075-451-4111（内 9577）	
24	障害者等による文化芸術活動推進事業	継続	文化芸術団体等が実施する、障害者等による文化芸術の鑑賞や創造機会の拡大、発表機会の確保等に係る先導的・試行的な取組を支援する。	431	431	委託事業であり、申請金額の査定あり。	NPO 法人を含む文化芸術団体等	文化庁 参事官（伝統文化・生活文化担当）付 地域文化・共生社会担当 075-451-9571（内 9571）	
25	日本博による文化コンテンツの拡充	継続	地域の多様な文化資源の付加価値向上による魅力ある文化コンテンツの創出、販路 拡大等を通じた国際発信により、オーバー ツーリズムに配慮しつつ、日本各地への地方誘客を促進し、消費拡大を図る。	(4,500 の内数)	(4,020 の内数)	・ 委 託 事 業：上 限 1 億円 ・ 補助事業：原則補助対象経費 500 万円までは定額、超える分は 2 分の 1 以内（上限 3,000 万円）	・ 委 託 事 業：地方公共団体、民間事業者、芸術団体、NPO 法人等 ・ 補助事業：公的機関（地方公共団体除く。）、民間事業者、芸術団体、NPO 法人等	文化庁 文化経済・国際課 03-5253-4111（内 4467）	
26	博物館機能強化推進事業（Innovate MUSEUM 事業）	継続	博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開・発信や、博物館における業務の DX に効果的に取り組む館の事業を支援し、データの活用や業務フローの効率化を図るとともに、これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題への対応に先進的に取り組む事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。	250	274	定額補助（一部補助率あり。）	博物館の設置者又は指定管理者、博物館を含む実行委員会等	文化庁 参事官（文化拠点担当）付 03-5253-4111（内 4897）	博物館機能強化推進事業（Innovate MUSEUM 事業）
27	持続可能な地域社会の実現に向けた消費者教育及び環境教育推進事業	継続	持続可能な地域社会の実現に向けた消費者教育及び環境教育を推進するため、各地域において参考となる効果的・実践的な消費者教育の取組モデルの構築や全国の好事例の普及・展開のための消費者教育連携・協働推進全国協議会の開催に取	10	10	委託事業であり、申請金額の査定あり	大学、民間企業、NPO 法人、公益法人等	総合教育政策局 男女共同参画共生・社会学習・安全課 03-5253-4111（内 5804）	持続可能な地域社会の実現に向けた消費者教育及び環境教育推進事業

			り組む。						
28	社会教育士フォローアップ研修	新規	社会教育の裾野の広がりを受けて、社会教育人材が果たすべき役割は多岐に及んでおり、社会教育人材に対して地域の実情に応じた継続的な学習機会の確保が必要不可欠である。また、研修を通じた地域におけるネットワークの構築による社会教育人材が互いに学び支え続ける仕組みの創設も急務である。そのため、社会教育士等を対象としたフォローアップ研修を実施し、社会教育士の継続的な学習機会の確保及び地域における社会教育人材ネットワークの構築を目指す。	4	4	委託事業であり、事業内容の審査あり	都道府県、都道府県教育委員会、大学、法人格を有する団体	総合教育政策局 地域学習推進課 03-5253-4111 (内 3676)	社会教育士フォローアップ研修
29	学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業	継続	学校卒業後の障害者が社会参加を果たし、地域社会の一員として豊かな生活を送ることができるよう、障害者の主体的な学びの支援、障害の有無に関わらず共に学ぶ場づくりを推進する。	116	137	委託事業であり、申請金額の査定あり	地方公共団体、民間企業、NPO 法人、大学等	総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課障害者学習支援推進室 03-5253-4111 (内 3460) sst@mext. go. jp	

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和8年度予算額 (百万円)	令和7年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	照会窓口	備考
1	被災者支援総合交付金（子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業）	継続	幅広い地域の方々の参画のもと、地域と学校が連携・協働した学習支援等の実施により、被災地における子供の学習環境の好転を図るとともに、コミュニティの復興促進を目指す。	(5,532 の内数)	(7,699 の内数)	10/10	地方公共団体	総合教育政策局 地域学習推進課 03-5253-4111 (内 3260)	実施主体である地方公共団体が、業務の一部を NPO 法人等に委託可。
2	被災者支援総合交付金（福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業）	継続	福島県内の子供を対象とした、学校等や社会教育団体が実施する自然体験活動等や県外の子供たちとの交流活動等を支援する。	(5,532 の内数)	(7,699 の内数)	9/10	福島県	総合教育政策局 地域学習推進課 03-6734-4111 (内 2971)	当事業は、福島県が学校や社会教育団体（NPO 法人を含む）等を補助対象とする「ふくしまキッズパワーアップ事業」に要する経費を補助するものである。
3	緊急スクールカウンセラー等活用事業	継続	被災した児童生徒等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、自治体等に対し、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援する。	1,121	1,432	10/10	岩手県、宮城県、福島県	初等中等教育局 児童生徒課 03-5253-4111 (内 2905)	NPO 等民間事業者については、被災自治体との連携強化の観点から、被災自治体からの委託という形で事業を実施することとする。

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和8年度予算額 (百万円)	令和7年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	照会窓口	備考
1	地域の健康増進活動支援事業	継続	健康づくり活動に取り組む民間団体の、健康づくりの牽引役となる人材の育成やボランティアを活用する主体的かつ自由な発想に基づく取組について、補助金を交付する。	75	75	定額 (10/10)	NPO 法人等	健康・生活衛生局 健康課 (内線 2346)	
2	がん検診従事者研修事業	継続	胃内視鏡検査を実施する医師に対して、安全管理体制の整備に係る研修を実施する。	6	6	1/2	都道府県、公益法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO 法人等	健康・生活衛生局 がん・疾病対策課 (内線 3827)	
3	HIV 感染者等の NGO 等への支援事業	継続	HIV 感染者等で構成される NPO・NGO による活動を支援し、効果的で当事者性のある HIV 感染予防の普及啓発や患者支援を図る。	120	120	10/10 ※委託費の上限額内で交付	〈実施主体〉 国 〈委託先〉 NPO 法人等	健康・生活衛生局 感染症対策部 感染症対策課 (内線 2384)	
4	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	継続	慢性的な疾病を抱える児童及びその家族の負担軽減及び長期療養をしている児童の自立や成長支援について、地域の社会資源を活用するとともに、利用者の環境等に応じた支援を行う。	923	923	(補助率) 1/2	〈実施主体〉 都道府県 指定都市 中核市 児童福祉法第59条の4第1項の政令で定める市(特別区を含む。) 〈実施主体が委託する場合に想定される委託先〉 社会福祉法人 NPO 法人 一般社団法人 一般財団法人 医療法人等	健康・生活衛生局 難病対策課 (内線 7937)	

5	療養生活環境整備事業	継続	難病の患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点施設として、難病相談支援センターを設置し、相談支援、地域交流会、講習・研修会、就労支援のための連携等を実施する。	670	670	(補助率) 1/2	〈実施主体〉 都道府県 指定都市 〈実施主体が委託する場合に想定される委託先〉 社会福祉法人 NPO 法人 一般社団法人 一般財団法人 医療法人 等	健康・生活衛生局 難病対策課 (内線 2355)	
6	日雇労働者等技能講習事業	継続	日雇労働者やホームレスが集積する5都市（東京、神奈川、愛知、大阪、福岡）において、NPO 等に委託し、地域における求人ニーズ等を踏まえた就労に役立つ技能講習を実施する。(調達区分は6件)	220	220	10/10 ※委託費の上限額内で交付	〈実施主体〉 国 〈委託先〉 NPO 法人等	職業安定局 雇用開発企画課就労支援室 (内線 5332)	
7	刑務所出所者等就労支援事業（協力雇用主等調査・支援業務）	継続	事業主に対して、刑務所出所者等の就労状況や事業主からの要望等の調査、刑務所出所者等の雇用に係る啓発・支援を実施し、刑務所出所者等の求人を確保する（事業実施対象地域は東京、神奈川、大阪、愛知及び福岡の5都府県）。	54	50	10/10 ※委託費の上限額内で交付	〈実施主体〉 国 〈委託先〉 NPO 法人等	職業安定局 雇用開発企画課 就労支援室 (内線 5817)	
8	障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援	継続	障害者就業・生活支援センターが、障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関と連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行う。	8,875	8,496	10/10 ※委託費の上限額内で交付	〈実施主体〉 都道府県 都道府県労働局 〈委託先〉 社会福祉法人 NPO 法人 医療法人 公益社団法人 公益財団法人等	職業安定局 障害者雇用対策課 地域就労支援室 (内線 5832)	委託契約の手続きは、都道府県知事による法人の指定を行った後に都道府県労働局にて行う。
9	国等の機関の職員に対する障害者の職場適応支援者養成事業	継続	「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）に基づき、障害者の職場適応が円滑に進むよう個別的なサポートを行うために、国等の機関の職員の中から選任された支援者に対して、支援に必要なスキルを習得するためのセ	5	5	10/10 ※委託費の上限額内で交付	〈実施主体〉 国 〈委託先〉 NPO 法人、公益・一般社団法人、公益・一般財団法	厚生労働省 職業安定局 障害者雇用対策課 地域就労支援室 (内線 5858)	

			ミナーを実施する。				人、社会福祉法人、医療法人、任意団体等		
10	離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの推進	継続	多様な人材ニーズに機動的に対応するため、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施する。	30,731	35,230	10/10 ※委託費の上限額内で交付	＜実施主体＞ 都道府県及び横浜市 ＜委託先＞ 民間企業 専修学校・各種学校 大学・大学院 NPO 法人等 （一般社団法人・一般財団法人・任意団体等の非営利団体含む）	実施主体の担当課	
11	求職者支援制度	継続	民間教育訓練機関等を活用して、主に雇用保険を受給できない求職者に対して、就職に必要な技能と知識の向上を図る訓練を実施する。	10,948	12,914	訓練の受講者1人につき月5.3万～7.3万円→5.6万円～7.6万円（※令和8年10月開講コースより）	＜実施主体＞ 国（都道府県労働局、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構） ＜認定先＞ 民間企業 専修学校・各種学校 大学・大学院 NPO 法人等 （一般社団法人・一般財団法人・任意団体等の非営利団体含む）	（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構本部又は都道府県支部	
12	障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施	継続	企業、社会福祉法人、NPO 法人、民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用することにより、個々の障害者の態様や企業のニーズに対応した委託訓練を実施する。	1,383	1,409	10/10 ※委託費の上限額内で交付	＜実施主体＞ 都道府県 ＜委託先＞ 民間企業、社会福祉法人、NPO 法人等 （一般社団法人・一般財団法人・任意団体）	都道府県の担当課	

							体等の非営利 団体含む)		
13	若者等職業的自立支援推進事業	継続	「地域若者サポートステーション」において、職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援等を実施する。	4,520	4,606（うち補正予算 358。このうち 282 を翌年度に繰越し）	10/10 ※委託費の上限額内で交付	＜実施主体＞ 国（都道府県労働局） ＜委託先＞ 民間企業 NPO 法人等、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、労働者協同組合、消費生活協同組合	人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室（内線 5992）	
14	地域生活定着促進事業	継続	高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者に対して、各都道府県に設置する「地域生活定着支援センター」が関係機関等と協働して福祉サービス等につなげ、社会復帰及び地域生活への定着を支援する。	（36,040 の内数）	（101,214 の内数）	3/4	＜実施主体＞ 都道府県 ＜委託先＞ 社会福祉法人 NPO 法人等	実施主体の担当課	
15	社会福祉推進事業	継続	地域社会における今日的課題に対する先駆的・試行的な取組等に対する支援を通じて、社会福祉の発展改善等に寄与することを目的として実施する。	（36,040 の内数）	（101,214 の内数）	定額	採択された法人（NPO 法人含む）	厚生労働省 社会・援護局 総務課 （内線 2891）	
16	被保護者就労支援事業	継続	生活保護受給者の自立の促進を図ることを目的とし、以下の業務を実施する。 ・就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じるとともに、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、公共職業安定所への同行訪問等、就労に向けた支援、また個別求人開拓や就労後における職場定着に向けた支援を行う。 ・本人の希望や特性に合った就労の場につなぐため、求人開拓等が円滑に実施できるよう、地域の関係機関や団体等において、就労支援の連携体制を構築する。	5,296	5,311	3/4	＜実施主体＞ 都道府県 市 福祉事務所を設置する町村 ＜委託先＞ 社会福祉法人、NPO 法人等	実施主体の生活保護担当課	

17	被保護者就労準備支援事業	継続	直ちに一般就労が困難な生活保護受給者に対して、就労に向けた動機づけや基礎能力の形成を図るため、以下の支援を段階的に実施する。 ・日常生活習慣の改善のための支援 ・社会的な能力を身につけるための支援 ・就労意欲喚起や就労体験等の機会の提供等、就労活動や自立に至るまでの総合的な支援	(36,040 の内数)	(101,214 の内数)	2/3	＜実施主体＞ 都道府県市 福祉事務所を設置する町村 ＜委託先＞ 社会福祉法人、NPO 法人等	実施主体の生活保護担当課	
18	社会的な居場所づくり支援事業	継続	生活保護受給者の自立支援を推進するために、企業、NPO、市民等と行政との協働により、生活保護受給者の社会的自立を支援する取組の推進を図る。	(36,040 の内数)	(101,214 の内数)	3/4	＜実施主体＞ 都道府県市 福祉事務所を設置する町村 ＜委託先＞ 社会福祉法人、NPO 法人等	実施主体の生活保護担当課	
19	被保護者家計改善支援事業	継続	世帯の自立に向けて、家計に関する課題を抱える生活保護世帯に対する家計管理方法の提案や支援を行うとともに、大学等への進学を検討している高校生等のいる生活保護世帯に対する、進学に向けた費用についての相談や助言等を行う。	(36,040 の内数)	(101,214 の内数)	2/3	＜実施主体＞ 都道府県市 福祉事務所を設置する町村 ＜委託先＞ 社会福祉法人、NPO 法人等	実施主体の生活保護担当課	
20	被保護者地域居住支援事業	継続	居住の安定を図るための支援が必要な生活保護受給者に対し、一定の期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言等、現在の住居等において日常生活を営むために必要な支援を行う。	(36,040 の内数)	(101,214 の内数)	2/3	＜実施主体＞ 都道府県市 福祉事務所を設置する町村 ＜委託先＞ 社会福祉法人、NPO 法人等	実施主体の生活保護担当課	

21	子どもの進路選択支援事業	継続	子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣等に関する問題につき世帯の状況に応じてケースワーカーによる支援を補い、進路選択等の教育分野の専門知識や経験を有する等の専門の職員を配置し、訪問その他の適当な方法により、生活保護受給世帯の子ども及びその保護者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整を行う。	(36,040 の内数)	(101,214 の内数)	2/3	<実施主体> 都道府県市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人、NPO 法人等	実施主体の生活保護担当課	
22	ひきこもり支援推進事業	継続	ひきこもり支援を推進するための体制を整備し、ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもり状態にある本人の社会参加を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る。	(36,040 の内数)	(101,214 の内数)	1/2 (一部 3/4)	<実施主体> 都道府県市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体の担当課	
23	被災者見守り・相談支援等事業	継続	災害救助法等に基づく応急仮設住宅に入居した被災者は、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。 このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、応急仮設住宅の供与期間中、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行うとともに、被災者を関係支援機関へつなぐ等の支援を行う。	(36,040 の内数)	(101,214 の内数)	原則 1/2	<実施主体> 都道府県市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体の担当課	
24	生活困窮者自立支援制度	継続	様々な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な相談支援、就労支援等を行い、その自立を促進する。 ①自立相談支援事業 ②住居確保給付金 ③就労準備支援事業 ④居住支援事業 ⑤家計改善支援事業 ⑥子どもの学習・生活支援事業 ⑦その他事業	(82,680 の内数)	(86,654 の内数)	①② 3/4 ③④⑤ 2/3 ⑥⑦ 1/2	<実施主体> 都道府県市区町村 <委託先> 社会福祉法人 NPO 法人等	実施主体の福祉担当課等	
25	重層的支援体制整備事業	継続	地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う。 ①地域包括支援センターの運営 ②基幹相談支援センター等機能強化事業等 ③利用者支援事業 ④自立相談支援事業 ⑤福祉事務所未設置町村による相談事業 ⑥地域介護予防活動支援事業	84,381	78,417	①⑦ 38.5/100 ②⑧ 50/100 以内 ③ 2/3 以内 ④⑤ 3/4 ⑥ 20/100 ⑨	<実施主体> 市町村 <委託先> 社会福祉法人 NPO 法人等	実施主体の担当課	

			⑦生活支援体制整備事業 ⑧地域活動支援センター機能強化事業 ⑨地域子育て支援拠点事業 ⑩生活困窮者支援等のための地域づくり事業 ⑪多機関協働事業 ⑫アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ⑬参加支援事業			1/3 ⑩ 1/2 ⑪⑫⑬ 1/2, 1/3, 1/4 のいずれか ※条件により 補助率が異なる			
26	包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業	名称変更	市町村が推進する包括的な支援体制整備の後方支援として、都道府県が行う各種取組に必要な支援を行う。	(36,040 の内数)	(101,214 の内数)	3/4	<実施主体> 都道府県 <委託先> 社会福祉法人 NPO 法人等	実施主体の担当課	旧：重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業（～令和6年度）
27	生活困窮者等支援民間団体活動助成事業	継続	物価高騰の影響下において、より一層困難な状況にある生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS 相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の先進的な取組への助成を行う。	—	438	定額	<実施主体> NPO 法人等	独立行政法人福祉医療機構（WAM）	
28	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	継続	身近な地域において、地域住民による共助の取組を促進し、安心して通える居場所の確保や地域資源を活用した連携の仕組みづくりに資するよう、生活困窮者支援等のための地域づくりを支援する。	(36,040 の内数)	(101,214 の内数)	1/2	<実施主体> 都道府県市区町村 <委託先> 社会福祉法人 NPO 法人等	実施主体の担当課	
29	社会福祉振興助成事業	継続	政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して生活できるよう支援することを目的に、民間の創意工夫ある事業に対して助成を行う。	608	608	定額	<実施主体> (独)福祉医療機構 <助成先> NPO 法人等	厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 (内線 2866)	
30	自殺防止対策事業	継続	全国的な自殺防止対策を行う民間団体の取組を支援する。	(3,281 の内数)	(3,210 の内数)	10/10	NPO 法人等	自殺対策推進室（内線 2838, 2279）	

31	孤独・孤立対策のための 自殺防止対策事業	継続	社会的に孤立し不安を抱えている人に対する 電話や SNS 等を活用した自殺防止等に係る 民間団体の取組を支援する。	—	1,000	10/10	NPO 法人等	自殺対策推進 室（内線 2838, 2279）	
32	樺太等残留邦人集団一時 帰国事業	継続	樺太等残留邦人に対する一時帰国の援助を行 うとともに、樺太等残留邦人の永住帰国に関 する意向及び永住帰国時期の調査等を行い、 帰国希望者が円滑に帰国できるよう支援す る。	33	32	10/10 ※委託費の上 限額内で交付	<実施主体> 国 <委託先> NPO 法人、一 般社団法人、 一般財団法人 等	社会・援護局 援護企画課 中国残留邦人 等支援室帰 国・受入援護 係 （内線 3465）	
33	中国残留邦人等地域生活 支援事業	継続	地方自治体が実施主体となり、中国残留邦人 等が地域において生き生きと暮らすことがで きよう、地域における多様な施設や活動等 をネットワーク化し、身近な地域での日本語 教育支援事業等の地域支援を促進する。	(38,375 の内 数)	(41,193 の内 数)	10/10	<実施主体> 都道府県 市区町村 <委託先> 一般社団法 人、一般財団 法人、NPO 法 人、任意団体 等	実施主体の担 当課	
34	地域生活支援推進事業	継続	全国 7 か所に設置している中国帰国者支援・ 交流センターで、より一層、地域に定着した 中国残留邦人等への支援が行われるよう、地 域で活動する NPO 法人等との連携を推進 し、活動を援助する。	7	7	10/10 ※委託費の上 限額内で交付	<実施主体> 中国帰国者支 援・交流セン ター <委託先> 一般社団法 人、一般財団 法人、NPO 法 人、任意団体 等	各中国帰国者 支援・交流セ ンター	
35	障害者総合福祉推進事業	継続	障害者施策全般にわたり解決すべき課題につ いて、現地調査等による実態把握や試行的取 組を通じて提言を行う。	243	359	定額 (10/10)	地方公共団 体、社会福祉 法人、NPO 法 人、社団法 人、財団法人 等	社会・援護局 障害保健福祉 部 企画課 障害支援区分 係 03-5253- 1111 (内線 3026)	

36	地域生活支援事業	継続	事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業	(44,549 の内数)	(44,193 の内数)	1/2 以内	〈実施主体〉 都道府県、市町村 〈委託先、補助先〉 社会福祉法人、公益法人、NPO 法人等	実施主体の担当課	
37	地域生活支援促進事業	継続	発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等国として促進すべき事業について、5 割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。	(5,918 の内数)	(6,012 の内数)	1/2 又は定額 (10/10)	〈実施主体〉 都道府県、市町村 〈委託先、補助先〉 社会福祉法人、公益法人、NPO 法人等	実施主体の担当課	
38	障害者芸術文化活動普及支援事業	継続	障害者の芸術文化活動の相談支援・人材育成等の支援ノウハウを全国展開し、障害者の芸術文化活動のさらなる振興を図る。	290	290	1/2 又は定額 (10/10)	〈実施主体〉 都道府県、NPO 法人等 〈委託先、補助先〉 社会福祉法人、公益法人、NPO 法人等	社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 (内線 3636)	
39	意思疎通支援従事者確保等事業	継続	意思疎通支援従事者の確保及び障害者等の ICT 機器の利用を支援することを目的に、民間団体の創意工夫を凝らした取組に対して助成を行う。	35	40	定額 (10/10)	社会福祉法人、NPO 法人、社団法人、財団法人等	社会・援護局 障害保健福祉部企画課自立支援振興室 03-5253-1111 (内線 3076)	
40	社会福祉施設等施設整備費補助金	継続	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）等の規定に基づき、社会福祉法人等が実施する障害福祉サービス事業所等の施設整備に要する費用の一部を補助する。	4,007	15,170 (うち補正予算額 10,125)	1/2	〈実施主体〉 都道府県、指定都市、中核市 〈補助先〉 社会福祉法人、医療法人、公益社団	社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 (内線 3035)	

							法人、NPO 法人等		
41	依存症民間団体支援事業	継続	アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症者やその家族等の支援について全国規模で実施している自助グループ等民間団体の活動(支援ネットワークの構築や相談支援、普及啓発活動等)に対して支援を行う。	69	69	定額(10/10)	公益法人、社会福祉法人、NPO 法人等	社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課 依存症対策推進室 (内線 3065)	
42	地域支援事業	継続	被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進する地域支援事業に対し交付金を交付する。 ①介護予防・日常生活支援総合事業 ②包括的支援事業 ③任意事業	(180,733 の内数)	(179,954 の内数)	① 25/100 ②、③ 38.5/100	〈実施主体〉 市町村 〈補助先〉 NPO 法人、一般社団法人、一般財団法人、任意団体等	実施主体の担当課	
43	地域医療介護総合確保基金	継続	医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等の整備等の促進のため必要な事業を支援する。	(28,677 の内数)	(34,944 の内数)	2/3	〈実施主体〉 都道府県 〈補助先〉 NPO 法人、一般社団法人、一般財団法人、任意団体等	各都道府県担当課	
44	老人保健健康増進等事業	継続	老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の適正な運営に資することを目的として、高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な調査研究事業等に対する所要の助成を行う。	2,423	2,176	定額 (10/10)	〈補助先〉 地方公共団体、NPO 法人等	老健局総務課 (内線 3918)	

45	国及び地方公共団体向け 障害者職業生活相談員資 格認定講習の実施	継 続	5人以上の障害者である職員が勤務する事業 所において選任が義務づけられている障害者 職業生活相談員の選任要件を満たすとともに、 障害者の職業生活全般にわたる相談・指導に 関する知識・スキル等を習得するために国及び 地方公共団体向けの講習を実施する。	22	23	10/10 ※委託費の上 限額内で交付	＜実施主体＞ 国 ＜委託先＞ NPO 法人、公益・一般社 団法人、公益・一般財団法 人、社会福祉法人、医療法 人、任意団体等	厚生労働省 職業安定局 障害者雇用対 策課 地域就労支援 室 (内線 5858)	
46	貧困ビジネス対策事業	継 続	貧困ビジネス対策の強化を図ることを目的と し、自立を阻害する不適切な物件・事例に関 する情報収集・整理や、居住支援法人など関 係機関との情報共有の強化等を行う。	(36,040 の内 数)	—	2/3	＜実施主体＞ 都道府県 市 福祉事務所を 設置する町村 ＜委託先＞ 社会福祉法 人、NPO 法人 等	実施主体の担 当課	
47	地域における互助機能強 化のための地域との連 携・協働モデル事業	新 規	地域における包括的な支援体制の整備を推進 し、地域共生社会を実現するため、福祉以外 の他分野との連携・協働により、地域住民主 体の活動を強化し、地域生活課題を抱える地 域住民を地域の中で必要な支援に早期につな ぐ体制を構築することができるよう、互助機 能強化のための地域住民等と市町村・支援関 係機関等の連携・協働モデルを構築する。	—	300	3/4	＜実施主体＞ 市町村 ＜委託先＞ 社会福祉法 人、NPO 法人 等	実施主体の担 当課	
48	共同生活型自立支援によ る社会参加促進モデル事 業	新 規	ひきこもりも含む困難を抱えた者に対し、共 同生活を取り入れながら伴走型の支援を行う 民間団体の実践事例及び支援効果に係るデー タを収集する。	—	(84 の内数)	定額	＜実施主体＞ 都道府県 ＜委託先＞ 社会福祉法 人、NPO 法 人、一般社団 法人、一般財 団法人、その 他の都道府県 が適当と認め る団体	実施主体の担 当課	
49	困難な問題を抱える女性 への支援に関するプラッ トフォーム構築等事業	新 規	困難な問題を抱える女性への支援の推進を図 ることを目的として、相談窓口など必要な情 報を掲載した特設サイトの運用や全国フォー ラムの開催及び女性支援に関する各種調査研 究等を行う。	(2,335 の内数)	(2,793 の内数)	定額	社会福祉法 人、NPO 法 人、一般社団 法人、一般財 団法人等(公 募により選 定)	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 女性支援室 (内線 4584)	

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和8年度予算額 (百万円)	令和7年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	照会窓口	備考
1	原子力災害対応雇用 支援事業（基金）	継続	原子力災害被災12市町村及びその出張 所等所在自治体が、企業、NPO等に事業 を委託することにより、震災等の影響に よる失業者の一時的な雇用機会を確保す る。 (福島県に造成した基金を財源に実施)	0	0	福島県又は原 子力災害被災 12市町村及び その出張所等 所在自治体か ら委託費とし て支給	＜実施主体＞ 福島県又は原 子力災害被災 12市町村及び その出張所等 所在自治体 ＜委託先＞ 民間企業 NPO 法人等	実施主体の担当 課	
2	被災者見守り・相談 支援事業（被災者支 援総合交付金）	継続	東日本大震災の被災者が、現に居住する 地域において、安心して日常生活を営む ことができるよう、被災者の孤立防止等 のための見守り支援を行うとともに、こ れに併せて日常生活上の相談支援などの 孤立防止等のために必要となる支援を一 体的に提供する体制の構築を図る。	(5,533の内数)	(7,699の内数)	10/10	＜実施主体＞ 福島県及び管 内市町村 ＜委託先＞ NPO 法人等	実施主体の福祉 担当課	令和7年度まで の実施主体は岩 手県、宮城県、 福島県及び管内 市町村

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和8年度予算額 (百万円)	令和7年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	照会窓口	備考
1	食品アクセス確保緊急支援事業	継続	円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援を実施。	—	(600 の内数)	定額、 3/4、1/2	地域協議会、 NPO 法人等	農林水産省 消費・安全局 消費者行政・ 食育課 03-3502-5723	
2	食品アクセス確保対策事業	名称 変更	円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクによる食品提供の質・量の充実にに向けた機能強化に係る支援を実施。	15	(124 の内数)	定額	NPO 法人等	農林水産省 消費・安全局 消費者行政・ 食育課 03-3502-5723	旧事業名：食品 アクセス総合対 策事業
3	消費・安全対策交付金のうち、地域での食育の推進（食品安全等に関する消費者の理解醸成等）	名称 変更	次期食育推進基本計画の推進に向けて、食育の取組を加速化させるため、農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進や、学校給食における地場産物等の活用促進のほか、新たに、総合的・計画的な「農林漁業教育」の実践に向けた地域農業・教育連携モデルの創出の取組を支援するなど、食品安全等に関する消費者の理解醸成等の地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を引き続き推進する。	(1,896 の内数)	(1,896 の内数)	定額、1/2 以 内	地方公共団 体、生産者団 体、NPO 法人 等	農林水産省 消費・安全局 消費者行政・ 食育課 03-6738-6558	旧事業名：消 費・安全対策交 付金（のうち地 域での食育の推 進）
4	家畜生産農場衛生対策事業のうち、農場 HACCP 導入推進強化事業	継続	農場 HACCP の導入に向けた取組やその成果としての認証取得を促進する農場指導員を増強するため、農場指導員養成研修を実施する。	(481 の内数)	(481 の内数)	定額	民間団体等、 民間企業、 （NPO 法人を 含む）など	農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 03-3502-8292	
5	中南米日系農業者等との連携強化・ビジネス創出事業	継続	中南米地域の日系農業者と日本の食品・農業関係企業等との連携強化に向けたビジネスマッチングや研修等の取組、日本の農業技術等を活用した日系人農業者等の課題解決の取組を支援。	74	74	委託費	民間企業、 NPO 法人等	農林水産省 輸出・国際局 新興地域グル ープ 03-3502-5913	

6	アジア地域の食料安全保障の確立に向けた農業経営研修及び研修効果実態把握事業	継続	アジア地域の開発途上国の農業者等を対象に農業経営に関する研修や技術指導等を支援。	27	27	定額	民間企業、NPO 法人等	農林水産省 輸出・国際局 新興地域グループ 03-3502-5913	
7	新市場開拓推進事業のうち、輸出に取り組む優良事業者表彰事業	継続	輸出に取り組む優れた事業者の表彰を行い、取組を広く紹介。	8	8	定額	民間団体、NPO 法人等	農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課 輸出産地形成室 03-6738-7897	
8	輸出環境整備推進事業	継続	農林水産物・食品輸出本部の下で、施設認定・証明書発給等の輸出手続の円滑化、輸出先国が求める食品安全規制等に対する対応の強化など、輸出事業者が輸出に取り組むための環境整備を実施。	(1, 243 の内数)	(2, 360 の内数)	定額、1/2 以内	民間団体、NPO 法人等	農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ 03-6744-2378	
9	新規就農者育成総合対策のうち、農業教育高度化事業	継続	農業大学校、農業高校等における農業教育の高度化を図るため、農業教育カリキュラムの強化、若者の就農意欲を喚起する活動、研修用機械・設備の導入等を支援。	(10, 427 の内数)	(10, 748 の内数)	定額、1/2 以内	民間団体、NPO 法人等	農林水産省 経営局 就農・女性課 03-6744-2162	
10	新規就農者育成総合対策のうち、農業人材確保推進事業	継続	農業に従事する人材の確保・定着を図るため、新規就農相談・情報発信、就農相談会の開催、職業としての農業の魅力発信による多様な人材の確保等の取組を支援。	(10, 427 の内数)	(10, 748 の内数)	定額	民間団体、NPO 法人等	農林水産省 経営局 就農・女性課 03-3502-6469	
11	女性が変える未来の農業推進事業	継続	女性農業者の能力の発揮等による農業の発展、地域経済の活性化のため、女性が働きやすい環境づくり、女性グループの活動推進、地域のリーダーとなり得る女性農業者の育成や活躍事例の普及、女性登用に向けた意思決定層の意識啓発等の取組を支援。	72	60	定額	民間団体、NPO 法人等	農林水産省 経営局 就農・女性課 女性活躍推進室 03-3591-5831	
12	外国人材受入総合支援事業	継続	農業、漁業、飲食品製造業及び外食業の各分野における外国人材の適正かつ円滑な受入れに向けて、外国人材の知識・技能を確認する技能試験の実施や海外の教育機関等と連携した現地説明・相談会、外国人材の受入れや就労環境改善等の取組を紹介する方法及び優良事例の作成・周知、相談窓口の設置等により、外国人材が働きやすい環境の整備等を支援。	247	196	定額	民間団体、NPO 法人等	農林水産省 経営局 就農・女性課 03-6744-2159 水産庁 企画課 03-6744-2340 加工流通課 03-6744-2349	

								大臣官房新事業・食品産業部 新事業・国際グループ 03-6744-2397 外食・食文化課 03-6744-2053 食品製造課 03-6744-1869	
13	農山漁村振興交付金のうち、都市農業機能発揮対策	継続	都市部での農業体験等による交流を通じた都市住民と共生する農業経営の実現を図る取組や都市農地の貸借による次世代の担い手づくりの取組に加えて、農地の周辺環境対策、災害時の避難地としての活用を支援。	(7,045 の内数)	(10,314 の内数)	定額	民間団体、地域協議会、市区町村、JA、NPO 法人等	農林水産省 農村振興局 農村計画課 03-3502-5948	
14	農山漁村振興交付金のうち、山村活性化対策のうち、 ①山村活性化対策事業、②商談会開催等事業	継続	山村の特色ある地域資源の活用を通じた所得・雇用の増大を図る下記の取組を支援。 ① 山村の特色ある地域資源を活用した商品・サービスの開発・改良等の取組 ② ①の取組に必要なノウハウ取得のためのセミナー開催及び地域資源を活用した商品の販路開拓のための商談会・販売会の開催	(780 の内数)	(780 の内数)	定額	①市町村、地域協議会（民間団体、NPO 法人等） ②民間団体、NPO 法人等	農林水産省 農村振興局 地域振興課 03-6744-2498	
15	農山漁村振興交付金のうち、中山間地農業推進対策（農村型地域運営組織形成推進事業）	継続	むらづくり協議会等による地域の話合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る将来ビジョン策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組を支援。	(7,045 の内数)	(10,314 の内数)	定額、1/2 以内	複数集落を含む地域協議会（地域協議会の構成員にNPO 法人も可）	農林水産省 農村振興局 地域振興課 03-3501-8359	
16	農山漁村振興交付金のうち、地域資源活用価値創出対策（地域活性化型）のうち、農山漁村関わり創出事業	継続	農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域の課題や需要に応じて、農山漁村地域における様々な取組に、多様な人材が関わることができる仕組みの構築や、課題解決に向けた取組のコーディネート等を行う地域づくり人材の育成等により、関係人口を創出・拡大し、農山漁村の活性化を推進する取組を支援。	(7,045 の内数)	(10,314 の内数)	定額	NPO 法人、民間企業等	農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 03-6744-1855	
17	農山漁村振興交付金	継続	農山漁村のポテンシャルを引き出して	(7,045 の内数)	(10,314 の内数)	定額	NPO 法人、	農林水産省	

	のうち、 地域資源活用価値創出対策（地域活性化型）のうち、 農山漁村情報発信事業		地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例の普遍化や、農業遺産等の歴史的・文化的背景、景観等を含む農業・農村の有する多様な価値に係る理解醸成等のための情報発信の取組を支援。				民間企業等	農村振興局 鳥獣対策・農村環境課 03-6744-0250 農村計画課 03-3502-6001	
18	農山漁村振興交付金のうち、地域資源活用価値創出対策（創出支援型）のうち、 地域資源活用・地域連携中央サポート事業、地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業	継続	中央サポートセンター及び都道府県サポートセンターによる地域資源を活用した付加価値の創出に係る経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者等への専門家派遣や人材の育成の取組、農山漁村の抱える地域課題の解決を目指した取組、施設給食において地産地消を促進するためのコーディネーターの派遣・育成等を支援。	(7,045 の内数)	(7,389 の内数)	定額	民間企業、 NPO 法人など	農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 03-6744-2497	
19	農山漁村振興交付金のうち、地域資源活用価値創出対策（農泊推進型）	継続	農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション等を支援するとともに、古民家等を活用した滞在施設等を一体的に支援。また、インバウンドによる食関連消費拡大に向けた高付加価値なコンテンツを造成する取組等を支援。	(7,045 の内数)	(10,314 の内数)	定額、1/2	地域協議会、 NPO 法人等	農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 03-3502-5946	
20	農山漁村振興交付金のうち、地域資源活用価値創出対策（農福連携型）	継続	農福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術習得、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備等を支援。	(7,045 の内数)	(10,314 の内数)	定額、1/2	農業法人、 社会福祉法人、 民間企業、 NPO 法人等	農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 03-3502-0033	
21	農山漁村振興交付金のうち、地域資源活用価値創出対策（創出支援型）のうち、 地域資源活用・地域連携推進支援事業	継続	農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した新商品・サービスの開発や研究開発・成果利用等の取組を支援。	(7,045 の内数)	(7,389 の内数)	1/2 等	民間企業、 NPO 法人など	農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 03-6744-2497	
22	鳥獣被害防止総合対策交付金のうち、鳥獣被害対策基盤支援事業	継続	鳥獣被害防止対策の担い手や捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成を図るための取組、全国的なジビエの消費拡大を図るプロモーション等への取組を支援。	(9,900 の内数)	(9,900 の内数)	定額	民間団体、 NPO 法人、 地域協議会等	農林水産省 農村振興局 鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室 03-3591-4958	
23	農山漁村振興交付金のうち、地域資源活用価値創出対策（定住促進・交流対策型）	継続	市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農林水産物加工・販売施設、地	(7,045 の内数)	(7,389 の内数)	1/2 等	都道府県、 市町村、NPO 法人等	農林水産省 農村振興局 地域整備課 03-3501-0814	

			域間交流拠点等の整備を支援。						
24	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち、林業・木材産業循環成長対策のうち、林業の多様な担い手の育成	継続	再造林等の地域課題に対応し、造林事業の開始、自伐型林業等の推進に当たり必要な技術習得・安全衛生研修の実施、資機材の整備等を支援。	(7,995 の内数)	(7,033 の内数)	1/2 以内	NPO を含む新規事業者等	農林水産省 林野庁 経営課 03-3502-1629	
25	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち、木材等の付加価値向上・需要拡大対策のうち、木材需要の創出・輸出力強化対策	継続	木質バイオマスの利用環境整備、木材利用の意義の普及啓発等による木材需要の拡大を支援。	(1,495 の内数)	(1,354 の内数)	定額	NPO 法人を含む民間団体等	農林水産省 林野庁 木材利用課 03-6744-2120	
26	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち、森林・山村地域活性化振興対策のうち、里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金	継続	山村集落の維持・活性化を図り、森林の多面的機能の発揮を確保するため、手入れが行き届いていない、地域の身近な里山林の整備・活用に取り組む活動組織の確保・育成、活動の実践を支援。	(951 の内数)	(951 の内数)	定額、1/2 以内等	地域協議会（地域協議会から保全活動を行う活動組織（NPO 法人も活動することが可能）に対し、交付金を交付）	農林水産省 林野庁 森林利用課 03-3502-0048	
27	森林環境保全直接支援事業	継続	施業集約化を図り、間伐やこれと一体となった森林作業道の整備、主伐後の再造林、鳥獣被害対策等を支援。	(127,133 の内数)	(125,565 の内数)	3/10 等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等	農林水産省 林野庁 整備課 03-3502-8065	
28	農山漁村地域整備交付金のうち、農業用水保全の森づくり事業・漁場保全の森づくり事業・絆の森整備事業	継続	市民グループ（NPO 法人等）等が森林所有者から受託して森林経営計画等を作成し、又は、NPO 法人等が森林所有者等と施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施する事業等を支援。	(76,249 の内数)	(76,249 の内数)	3/10 等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等	農林水産省 林野庁 整備課 03-3502-8065	
29	経営体育成総合支援事業（漁業担い手確保緊急支援事業）	継続	漁業・漁村を支える人材の確保・育成を図るため、漁業への就業前の者への資金の交付、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着の促進、インターシップや就業体験受入、海技士免許等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上等を支援。	(814 の内数)	(814 の内数)	定額	民間団体、NPO 法人等	農林水産省 水産庁漁政部 企画課 03-6744-2340	

30	漁業労働安全確保・革新的技術導入支援事業	継続	漁船の災害発生を減少させるため、漁船安全対策に関する情報収集・分析、安全推進員や同推進員を指導する安全責任者の養成講習会等の取組を支援。高齢者等が操船する漁船を対象に、船舶自動識別装置(AIS)の導入を支援。漁船のゼロエミッション化に向けて、省エネ効果が高い次世代型電動漁業機器の具体化に向けた調査・評価等の取組を支援。	20	24	定額	民間団体、NPO 法人等	農林水産省 水産庁 漁政部 企画課 03-3592-0731 増殖推進部 研究指導課 03-3591-7410	
31	有害生物漁業被害防止総合対策事業	継続	漁業経営に深刻な影響を及ぼすトドや大型クラゲ等の広域に出現する有害生物に対する漁業被害防止対策の効果的・効率的な実施を総合的に支援	(320 の内数)	(320 の内数)	定額、1/2	民間団体、NPO 法人等	農林水産省 水産庁 増殖推進部 漁場資源課 03-3502-8487	
32	内水面漁業・養殖業活性化総合対策事業	継続	内水面漁業の持続的な管理の在り方の検討や内水面漁業者が行うカワウ駆除活動、養鰻業者等が行う資源管理のための取組、内水面漁業者が行う生息環境改善の取組等を支援	(798 の内数)	(798 の内数)	定額、3/4 、 1/2	民間団体、NPO 法人等	農林水産省 水産庁 増殖推進部 栽培養殖課 03-3502-8489	
33	漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業	継続	水産業・漁村の持つ多面的機能の強化のため、漁業者等が行う環境生態系保全等の活動に対し支援	(1,350 の内数)	(1,366 の内数)	定額 1/2 以内	地域協議会 (地域協議会から保全活動等を行う活動組織(NPO 法人も構成員となることが可能)に対し、交付金を交付)	水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課 03-3501-3082	
34	日本発の水産エコラベル普及推進事業	継続	水産資源の持続的利用に対する国際的な関心の高まりへの対応や水産物輸出の増加を図るため、資源管理や環境配慮への取組を証明する水産エコラベルについて、我が国の実態に応じた日本発の水産エコラベル認証を国内外に普及するとともに、国際水準の水産エコラベル認証の活用を支援。	19	23	定額	民間団体、NPO 法人等	農林水産省 水産庁 漁政部 加工流通課 03-6744-2350	

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和8年度予算額 (百万円)	令和7年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	照会窓口	備考
1	森林環境保全直接支援事業	継続	施業集約化を図り、間伐やこれと一体となった森林作業道の整備、主伐後の再造林、鳥獣被害対策等を支援	(3,624 の内数)	(3,871 の内数)	3/10 等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結したNPO 等	農林水産省 林野庁 整備課 03-3502-8065	
2	被災地次世代漁業人材確保支援事業	継続	震災からの復興に取り組む福島県及び近隣県において、漁家子弟を含め長期研修支援等や就業に必要な漁船・漁具のリース方式による導入を支援する。	(2,121 の内数)	(2,121 の内数)	定額 1/2 以内	県、 (公募) 民間団体等	農林水産省 水産庁 漁政部企画課 03-6744-2340 増殖推進部 研究指導課 03-6744-2031	
3	漁業経営体質強化機器設備導入支援事業	継続	福島県及び近隣県の漁業を高収益・環境対応型漁業へ転換させるべく生産性向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器設備（海水冷却装置、LED集魚灯・漁船用エンジン）の導入費用を支援	366	420	定額 1/2	(公募) 民間団体等	農林水産省 水産庁 企画課 03-6744-2341	

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和8年度予算額 (百万円)	令和7年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	照会窓口	備考
1	ものづくり商業サービス省力化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業（新事業進出・ものづくり商業サービス補助金）	統廃合	中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援する。	既存基金を活用	既存基金を活用	革新的新製品・サービス枠 補助率：原則中小1/2、小規模2/3 新事業進出枠・グローバル枠 補助率：1/2～2/3	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	中小企業庁 経営支援部イノベーション チーム 03-3501-1816	・一定の要件を満たす NPO 法人が対象。 ・生産性革命推進事業（ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業）と、新事業進出補助金を統合
2	中小企業生産性革命推進事業（中小企業デジタル化・AI 導入支援事業）	継続	中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたAIを含むITツールの導入を支援する。	—	（補正予算：340,000の内数） 〔340,000の内数〕	補助率：1/2～4/5	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	中小企業庁経営支援部イノベーション チーム 03-3501-1816	
3	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）	継続	中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置。	（当初予算：3,318の内数）	（当初予算：3,419の内数） （補正予算：14,819の内数）	補助率：— 上限額：—	民間団体等	中小企業庁 経営支援部 経営支援課 03-3501-1763	・一定の要件を満たす NPO 法人が対象。 ・平成26年度から実施。
4	中小企業信用補完制度関連補助・出資事業（経営安定関連保証等対策費）	継続	信用保証協会が、金融機関による中小企業・小規模事業者向け融資に対して保証を行い、その後債務不履行が生じた場合に発生する信用保証協会の損失の一部を補填するもの。これにより、経営に支障が生じている中小企業・小規模事業者に対し、信用保証を通じた資金繰りの円滑化を図る。	（2,000の内数）	（2,616の内数）	定額	一般社団法人 全国信用保証協会連合会	中小企業庁 事業環境部 金融課 03-3501-2876	・平成27年10月から、一定の要件を満たす NPO 法人は信用保証の対象。 ・平成12年度から実施。

5	中小企業信用補完制度関連補助・出資事業（信用保証協会による経営支援対策費補助事業）	継続	中小企業・小規模事業者に対し、信用保証協会が、地域金融機関と連携して行う専門家派遣等の経営支援や経営支援と一体となった資金繰り支援の取組みに対して補助をするもの。	（1,200 の内数）	（1,300 の内数）	1/2	信用保証協会	中小企業庁 事業環境部 金融課 03-3501-2876	・平成 27 年 10 月から、一定の要件を満たす NPO 法人は信用保証の対象。 ・平成 26 年度から実施。 ・令和 4 年度から、補助率は一律 1/2
6	ものづくり商業サービス省力化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業（中小企業省力化投資補助金）	統廃合	中小企業の生産性向上のため、カタログから選ぶような簡易で即効性のある省力化投資支援を実施。 また、省力化投資補助金一般型として、個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等を支援する	既存基金を活用	既存基金を活用	カタログ型：1/2 一般型：1/2、小規模・再生 2/3	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	中小企業庁 経営支援部イノベーションチーム 03-3501-1816	・一定の要件を満たす NPO 法人が対象。

復興関連事業

令和7年度及び令和8年度 NPO 関連予算一覧表

府省庁名	経済産業省
------	-------

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和8年度予算額 (百万円)	令和7年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	照会窓口	備考
1	原子力災害による被災事業者の自立等支援事業（事業再開・帰還促進交付金のうち、誘客コンテンツ開発等支援事業と広域マーケティング支援事業）	継続	①誘客コンテンツ開発等支援事業 福島県12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村）における地域資源を活用した交流人口拡大に資する往訪コンテンツ開発する事業経費の一部補助。 ②広域マーケティング支援事業 福島県12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村）に属する複数の市町村に跨る来訪者の呼び込みを目的とした、マーケティング事業（データ分析に基づくブランディング戦略の策定）。	(4,400の内数)	(480の内数)	① 補助率：3/4 ～1/3 上限額：1500万円 ② 補助率：9/10 ～2/3 上限額：1.1億円	民間団体等	経済産業省大臣官房 福島復興推進グループ 福島広報戦略・風評被害対応室 03-3501-2883	・一定の要件を満たすNPO法人が対象。 ・令和3年度から実施。
2	原子力災害による被災事業者の自立等支援事業（事業再開・帰還促進交付金のうち、交流人口基盤整備事業）	継続	福島県12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村）における来訪者の呼び込みのための観光施策を実施しようとする団体の設立等の支援を行う。	(4,400の内数)	(480の内数)	委託費	民間団体等	経済産業省大臣官房 福島復興推進グループ 福島広報戦略・風評被害対応室 03-3501-2883	・一定の要件を満たすNPO法人が対象。 ・令和5年度から実施。
3	原子力災害による被災事業者の自立等支援事業（創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金）	継続	福島県12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村）において創業する者、又は12市町村内において事業展開を行う者に対し、施設整備費等の経費を支援。	(400の内数)	—	補助率：2/3、3/4 上限額：866.6万円、3000万円	民間団体等	経済産業省大臣官房福島復興推進グループ 福島事業・なりわい再建支援室 03-3501-1356	・一定の要件を満たすNPO法人が対象 ・平成28年度から実施
4	原子力災害による被災事業者の自立等支援事業（つながり創出を通じた地域活性化支援事業）	継続	福島県12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村）の被災者の方々によるつながりの創出等を通じ、地域の活性化、さらには産業振興やまちづくりにも資するよ	110	120	補助率：定額 上限額：100万円	民間団体等	経済産業省大臣官房 福島復興推進グループ 福島事業・なりわい再建支援室	・一定の要件を満たすNPO法人が対象 ・平成28年度から実施

			うな取り組みを支援。					03-3501-1356	
5	地域の伝統・魅力等 発信支援事業	継続	福島県 12 市町村（田村市、南相馬市、 川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内 村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及 び飯舘村）を中心とした、民間団体等によ る、福島県の伝統・魅力等の発信によ り風評被害の払拭や交流人口の増加など を目指す取組を支援し、民間主導で正確 な情報が発信される基盤を整備。	（4,400 の内数）	179	福島県型 （中小企業 2/3、大企業 1/2） 12 市町村型 （中小企業 10/10、大企 業 2/3）	民間団体等	経済産業省大臣 官房 福島復興推進グ ループ 福島広報戦略・ 風評被害対応室 03-3501-2883	・一定の要件を 満たす NPO 法人 が対象。 ・平成 30 年度 から実施。

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和8年度予算額 (百万円)	令和7年度予算額 [うち7年度使用見込残額] (百万円)	補助率 上限額	実施主体	照会窓口	備考
1	都市防災総合推進事業	継続	密集市街地や津波発生時に大規模な災害が想定される等の防災上危険な市街地における都市の防災性向上や住民の防災に対する意識向上を図ることを目的に、地方公共団体が策定する事業計画に基づいた都市防災に関する事業を民間事業者等（NPOを含む）が実施する際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	※1	地方公共団体から交付金の交付を受けて本事業を実施する団体等に対する地方公共団体の補助に要する費用の1/2又は当該事業に要する費用の1/3のいずれか低い額 [間接補助]	地方公共団体等（NPOを含む）	都市局 都市安全課 03-5253-8111 (内線 32334)	
2	官民連携都市再生推進事業	継続	多様な人材の集積や様々な民間投資を惹きつけ、都市の魅力・国際競争力の向上を図るため、官民の多様な人材が参画するエリアプラットフォーム（NPOを含む場合がある）の構築やまちなかの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、将来像を実現するための取り組み等（エリアプラットフォーム活動支援事業）、及び民間まちづくり活動における先進団体が実施する普及啓発の取り組み（普及啓発事業）に支援を行う。	102	203	【エリアプラットフォーム活動支援事業】 ①エリアプラットフォームの構築：定額（上限1千万円） [直接補助] ②未来ビジョン等の新規策定又は改定、成果連動プログラム型社会実験：1/2 [直接補助] 【普及啓発事業】 定額[直接補助]	【エリアプラットフォーム活動支援事業】 都市再生推進法人が参画するエリアプラットフォーム、地方公共団体（エリアプラットフォームの構築の準備段階の場合のみ） 【普及啓発事業】 都市再生推進法人、民間事業者等	都市局 まちづくり推進課 03-5253-8111 (内線 32553、32563)	※R7年度予算額の内訳（当初予算170百万円、補正予算33百万円）
3	まちなか公共空間等活用支援事業	継続	都市再生推進法人がベンチの設置や植栽等（カフェ等も併せて整備）により交流・滞在空間を充実化し、緑地・広場等の公共施設の整備を伴う事業に対し、（一財）民間都市開発推進機構が低利貸付により金融支	2	2	総事業費の1/2[支援限度額]	都市再生推進法人	都市局 まちづくり推進課 03-5253-8111 (内線 32532、	

			援を行う。					30533)	
4	都市安全確保促進事業	継続	大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続を図るため、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策を推進する。	31	57	1/2、1/3、1/4	市町村、都道府県、法律に基づき組織された協議会、帰宅困難者協議会、都市再生推進法人（都市再生推進法人は計画素案の作成に限る）	都市局 まちづくり推進課 03-5253-8111 (内線 32554)	
5	まちづくりファンド支援事業	継続	クラウドファンディングやふるさと納税などの「志ある資金」を活用したまちづくり事業に対して、（一財）民間都市開発推進機構がまちづくりファンドの仕組みを通じて金融支援等を行う。 【1】クラウドファンディング活用型 【2】共助推進型	(120 の内数)	(170 の内数)	民都機構からファンドへの支援額 【1】クラウドファンディング活用型 次のうち最も少ない額 ① 1 億円 ② 地方公共団体の拠出金額 ③ 総資産額（民都機構拠出分を含む）の 1/2 【2】共助推進型地方公共団体の拠出金額	民都機構からファンドへの支援 公益信託、公益法人、地方公共団体が設置する基金、市町村長が指定する N P O 等	都市局 まちづくり推進課 03-5253-8111 (内線 32532、30614)	※ 7 年 度 予 算 額 の 内 訳 (繰越し 80 百 万 円、当 初 予 算 100 百 万 円、補 正 予 算 70 百 万 円 (う ち 95 百 万 円 を R8 繰 り 越 し))
6	まちづくり推進活動資金	新規	地域住民・地権者等の手による良好な都市機能及び都市環境の保全・創出や滞在者等の快適性の向上と利便の増進を推進するため、自立・持続的な地域のエリアマネジメントを目的とする事業を行う都市再生推進法人に対し、地方公共団体を通じて無利子貸付を行う。	15	0	地方公共団体を通じて貸付 貸付限度額：事業に要する額の 1/2 国の貸付率：地方公共団体の貸付額の 1/2 以内 (事業費の 1/4 以内)	都市再生推進法人	都市局 まちづくり推進課 03-5253-8111 (内線 32563)	
7	都市再開発支援事業	継続	地区再生計画作成費、コーディネート業務に要する費用及びまちづくり N P O 等が行う街区整備計画案作成費等に対して補助を行う。	※1	※1	1/3 等 [間接補助] (上限額 総事業費 300,000 千円)	地方公共団体、再開発準備組織、まちづくり N P O 等	都市局 市街地整備課 03-5253-8111 (内線 : 32743)	

8	都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）	継続	市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。	※1	※1	補助基本額を 2/3 とし交付率 40%等 [間接補助] (上限額 建築物整備費 21 億円／1 箇所等)	市町村、NPO 等	都市局 市街地整備課 03-5253-8111 (内線 32737)	
9	都市再生整備計画事業（防災・安全交付金）	継続	災害の発生が想定される地域において、事前復興まちづくり計画等に基づき市町村等が行う防災拠点の形成を総合的に支援し、地域の防災生の向上を図ることを目的とする事業。	※1	※1	補助基本額を 2/3 とし交付率 40%等 [間接補助] (上限額 建築物整備費 21 億円／1 箇所等)	地方公共団体、NPO 等	都市局 市街地整備課 03-5253-8111 (内線 32737)	
10	都市構造再編集 中支援事業	継続	「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。	(70,660 の内数)	(78,666 の内数)	補助基本額を 2/3 とし国費率 50%等 [直接補助、間接補助] (上限額 建築物整備費 21 億円／1 箇所等)	地方公共団体、NPO 等	都市局 市街地整備課 03-5253-8111 (内線 32737)	※ 7 年度予算額の内訳 (当初予算 70,200 百万円、補正予算 8,466 百万円)
11	都市・地域交通戦略推進事業	継続	徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的に基づいて、総合的に整備しようとする地方公共団体、NPO 等に対して支援を行い、都市交通の円滑化を図るとともに、都市施設整備や土地利用の再編により、都市再生を推進する。	※1	※1	1/3 等 [間接補助]	地方公共団体、NPO 等	都市局 街路交通施設課 03-5253-8111 (内線 32834)	
12	まちなかウォークアップ推進事業	継続	車中心から人中心の空間へと転換を図り、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進するため、道路・公園・広場等の既存ストックの再編・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援する事業。	618	637	1/2 [直接補助] (上限額 建築物整備費 21 億円／1 箇所等)	民間事業者等	都市局 街路交通施設課 03-5253-8416 (内線 32848)	※ 7 年度予算額の内訳 (当初予算 61 百万円、補正予算 19 百万円)

13	市民緑地等整備事業	継続	市町村長より緑地保全・緑化推進法人又は都市再生推進法人の指定を受けた NPO 等が、市民緑地契約に係る緑地又は認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づく緑地、緑地保全地域等の土地に係る管理協定に基づき行う既存緑地の公開のために必要な施設を整備する際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	※1	1/3 以内 [間接補助]	地方公共団体、緑地保全・緑化推進法人、都市再生推進法人	都市局 公園緑地・景観課 03-5253-8419 (内線 32953)	
14	都市公園事業	継続	市町村が作成し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画」に基づいて実施する都市公園事業について、NPO 等の歴史的風致維持向上支援法人が地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保全・活用に資する都市公園の整備を行う際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	※1	1/3 以内 [間接補助]	地方公共団体、歴史的風致維持向上支援法人	都市局 公園緑地・景観課 03-5253-8419 (内線 32953)	
15	グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	継続	市町村が作成した「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画」に基づいて実施する官民連携によるグリーンインフラの取組について、NPO 等の民間事業者が実施する民間建築物の緑化等について、その費用の一部を支援する。	33	139	1/2 以内 [直接補助]	民間事業者等	都市局 公園緑地・景観課 03-5253-8419 (内線 32953)	
16	市民農園等整備事業	継続	市町村長より緑地保全・緑化推進法人の指定を受けた NPO 等が、都市農地貸借円滑化法等により生産緑地を借りて市民農園を開設する際に必要な施設の整備に対して、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	※1	1/3 以内 [間接補助]	地方公共団体、緑地保全・緑化推進法人	都市局 公園緑地・景観課 03-5253-8419 (内線 32953)	

17	河川協力団体制度	継続	自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う NPO 等を河川協力団体として指定を行い、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、地域の実情に応じ多岐にわたる河川管理の充実を図るもの。 また、NPO 等が河川協力団体に指定されることで、河川管理者が必要と認める場合には、河川法第 99 条に基づく委託を受けることも可能となる。	(889,718 の内数) ※2	(884,860 の内数) ※2	NPO に対して河川法第 99 条に基づき、河川管理施設の維持や除草等を委託するものであり、委託費用は全額河川管理者が負担する（NPO の活動に対する補助制度ではない）	国、地方公共団体	水管理・国土保全局河川環境課 03-5253-8111（内線 35433） 各河川管理者（国土交通省の各河川事務所や、地方公共団体の河川担当部局）	
18	居住支援協議会等活動支援事業	継続	居住支援協議会、居住支援法人等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業の立上げ等に対して補助を行う。	(1,081 の内数)	(1,081 の内数)	10/10 （定額補助） [直接補助]	民間事業者、NPO 法人等	住宅局 安心居住推進課 03-5253-8111 （内線 39834）	
19	スマートウェルネス住宅等推進事業	継続	高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境（スマートウェルネス住宅）を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅やセーフティネット住宅等の整備、先導的な住環境・市場整備、子育て世帯等のための支援施設等の整備を伴う市街地再開発事業及び子どもの安全・安心に資する共同住宅の整備等に対して支援する。	(16,087 の内数)	(16,087 の内数)	1/3 等 [直接補助]	民間事業者、NPO 法人等	住宅局 安心居住推進課 03-5253-8111 （内線 39856）	
20	基本計画等作成等事業	継続	市街地総合再生基本計画作成費、市街地再開発事業の基本計画作成費及び計画コーディネート業務に要する費用等に対して補助を行う。	※ 1	※ 1	1/3 等 [間接補助] （上限額 総事業費 300,000 千円）	地方公共団体、協議会組織、再開発準備組織、まちづくり NPO 等	住宅局 市街地建築課 03-5253-8111 （内線 39654）	
21	住宅市街地総合整備事業	継続	国土交通省は、関係機関・地域住民との調整業務、まちづくり協議会等（NPO を含む場合がある）の運営・活動（勉強会、資料収集等）、協議会が委託するコンサルタント派遣等に要する費用に対し補助を行う。地方公共団体等は民間事業者等（NPO を含む）が行う上記事業に対して補助を行う。	(48,302 の内数) ※2	(42,468 の内数) ※2	1/2、1/3 等 [間接補助] （上限額 年 18,540 千円／地区等）	地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等	住宅局 市街地住宅整備室 03-5253-8111 （内線 39664）	
22	住宅団地再生推進モデル事業（住宅市街地総合整備事業）	継続	高齢化等の課題を抱える住宅団地を再生し、将来にわたって持続可能なまちの形成を推進するため、地域住民による持続可能な団地再生の取り組み手法を確立することを目的として、民間事業者等※によるモデル	(48,302 の内数) ※2	(42,468 の内数) ※2	ソフト整備 300 万円 定額 ハード整備 1/2、1/3 等 [間接補助]	地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間	住宅局 市街地住宅整備室 03-5253-8111 （内線 39664）	

			的な団地再生の取組に対して補助を行う。 ※①地域再生推進法人等であること又は地域再生推進法人等を予定している者（以下「推進法人等」という。）、②推進法人等と連携し、住宅団地再生に取り組んでいる者			（上限額 年 18,540 千円／地区等）	事業者等		
23	マンション管理適正化・再生推進事業	継続	全国のマンションに共通する高経年化や区分所有者の高齢化等に伴う課題の解決を促進するため、民間事業者等（NPOを含む）によるマンションの管理適正化・再生推進に向けた先進的な活動や各種制度の普及・周知活動に対して補助を行う。	69	82	10/10 （定額補助） [直接補助] （上限額 1 事業主体あたり 10,000 千円 等）	マンション管理組合の活動を支援する民間事業者等	住宅局 参事官（マンション・賃貸住宅担当）付 03-5253-8111 （内線 39914）	
24	地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業	終了	地方部への誘客を図りつつ、旅行者の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となっていく、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して総合的な支援を行う。	0	（445 の内数）	・調査・戦略策定：定額（上限 1,000 万円） ・滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信・プロモーション：事業費の 1/2 等	登録 DMO が定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体（登録 DMO、地方公共団体）	観光庁観光地域振興課 03-5253-8327 （内線 27735）	
25	DMO 総合支援事業	名称変更	観光地域づくり法人（DMO）が観光分野における地域の“司令塔”としての役割を果たせる体制整備・機能強化を図るとともに、中期的な目線に基づくより広域的な戦略の下、関係者とも連携し、地域の実情に応じた柔軟かつ弾力的な事業を推進することにより、地方誘客、地域周遊・長期滞在の促進を図る。	（2,000 の内数）	0	①DMO の体制整備・機能強化事業 a. 外部専門人材の登用：10/10（1,500 万円） b. 中核人材の確保及び育成に資する取組：10/10（500 万円） c. 安定的な財源・人材の育成に資する組：10/10（1,000 万円等） d. 業務 DX の取組：1/2（上限なし） ②広域連携観光促進事業 2/3（上限なし）	登録 DMO、地方公共団体等	観光庁観光地域振興課 03-5253-8327 （内線 27735）	地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業
26	地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業	継続	更なる地方誘客促進に向けて、訪日外国人旅行者が日本各地を安全・安心に訪れることができる旅行環境整備が必要であり、地域における観光客を含めた危機管理体制の検討・構築、クマの出没情報など多言語での正確な情報発信、観光施設等における非常時対応機能強化、医療機関におけるキャッシュレス決済等の整備等を推進する。	0	2025 年度当初額：1,866 の内数 2025 年度補正額：880 [880]	①地域における観光危機管理計画の策定補助：都道府県の場合は補助率 2/3、上限 500 万円。市区町村の場合は補助率 1/2（市区町村が所在する都道府県が策定済み又は策定予定とみなせる場合に	①地方公共団体 ②民間事業者、地方公共団体、DMO 等 ③民間事業者等	観光庁 参事官（外客受入担当）付 03-5253-8972 （内線 27911）	

						は、補助率 2 / 3)、上限 500 万円。 ②観光施設等の避難所機能・多言語対応機能の強化：補助率 1 / 2 ③医療機関の訪日外国人患者受入機能の強化：補助率 1 / 2			
27	オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の受入環境整備の促進	名称変更	地域における観光施策のとりまとめ・旗振り役である地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、各地域が現在直面している課題／今後抱えうる課題に地域一体で行う様々な取組を面的・総合的に支援する。また、民間事業者をはじめ、個別の受入環境整備に係る取組についても、きめ細やかな支援を行う。	(10,000 の内数)	(1,199 の内数)	①補助率 2 / 3（補助上限額：2 億円）、1 / 2（補助上限額：0.5 億円）	地方公共団体、登録 DMO、民間事業者等	観光庁 参事官（外客受入担当）付 03-5253-8972 (内線 27922)	令和 6 年度補正においては「オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業」という名称で実施。
28	所有者不明土地等対策事業	継続	所有者不明土地や空き地の利用の円滑化、管理の適正化を図るため、市町村や民間事業者等（NPO を含む）が実施する所有者不明土地等対策や、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定の円滑化及び空き地の利活用等に資する先導的取組に対する補助を行う。	51	63	【基本事業・関連事業】 ①地方公共団体が行う事業 1/2 以内 [直接補助] ②民間事業者等（NPO を含む）が行う事業 1/3 以内 [間接補助] 【モデル事業】 10/10（定額補助） [間接補助]（上限額 1 事業主体あたり原則 2 百万円）	地方公共団体、民間事業者等（NPO を含む）	不動産・建設経済局 土地政策課 03-5253-8111（内線 30635、30643）	
29	二地域居住先導的プロジェクト実装事業	継続	広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の改正（令和 6 年 11 月施行）を踏まえ、二地域居住者の負担軽減や生活環境の整備等といった中長期的な課題の解決に向けた官民連携の先導的なモデル事業を支援し、二地域居住等の促進を図る。	(39 の内数)	(620 の内数) 【(600 の内数)】	・調査検討に要する経費：定額（上限額 年 20,000 千円／件） ・実証実施に要する経費：1 / 2	地方公共団体や民間事業者等で構成されるコンソーシアム	国土政策局 地方政策課 03-5253-8369 (内線：29425)	
30	特定居住支援法人によるマッチングの支援	新規	二地域居住を希望・実行する者と地域の人材ニーズとのマッチングや、空き家を活用した住環境の提供等を行う人材・組織の育	(39 の内数)	(600 の内数) 【600 の内数】	定額	民間事業者等	国土政策局 地方政策課 03-5253-8369	

			成・確保を図る。					(内線：29425)	
31	地域生活圏形成リーディング事業	新規	日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される「地域生活圏」の形成に資する先導的な取組や人材育成に対し費用の支援を行うことにより、地域の多様なステークホルダーから構成される主体の育成を図る。	(39 の内数)	【600 の内数】	【先導的な取組への支援】 2/3、1/2（上限 3,000 万円/件） 【人材育成への支援】 定額（上限 500 万円/件）	【先導的な取組への支援】 官民で構成される協議会 【人材育成への支援】 都道府県・市町村、民間事業者	国土政策局 総合計画課 03-5253-8356 (内線：29315)	

※1 社会資本総合整備事業（令和7年度 13,334 億円、令和6年度 13,771 億円）の内数。

※2 この予算の他、都道府県等が実施する社会資本総合整備事業（令和7年度 13,334 億円、令和6年度 13,771 億円）の内数での事業実施もある。

※3 地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を受けていない。

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和8年度予算額 (百万円)	令和7年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	照会窓口	備考
1	地球環境パートナーシッププラザ運営費	継続	市民・NP0・事業者・行政等の各主体間のパートナーシップ形成促進を図るため、国連大学と共同で東京青山に設置している「地球環境パートナーシッププラザ」において、環境情報の収集・提供、対話の場づくり、ネットワークの形成支援等を実施する。	79	78	—	環境省	大臣官房 総合政策課 民間活動支援室 (03-3406-5181)	
2	地方環境パートナーシップ推進費	継続	地域における環境保全活動等に関する情報提供やNP0と自治体、企業、市民等のパートナーシップ促進の拠点として設置している「地方環境パートナーシップオフィス」において、対話の場づくり、地域での活動の紹介、環境情報の提供・普及等を実施する。	161	163	—	環境省	大臣官房 総合政策課 民間活動支援室 (03-3406-5181)	
3	地球環境基金助成金 (予算事項名：独立行政法人環境再生保全機構基金勘定運営費交付金(うち基金勘定))	継続	独立行政法人 環境再生保全機構に設置した基金の運用益などにより、環境保全を目的とする民間団体(NGO/NP0等)を対象とし、活動に対する助成を行うとともに、環境保全活動に関する情報提供、人材育成のための研修等を行う。	(1,644の内数)	(1,568の内数)	—	独立行政法人 環境再生保全 機構	大臣官房 総合政策課 環境教育推進室 (03-3406-5181)	
4	地域循環共生圏創造事業費	継続	地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方は「第五次環境基本計画(平成30年閣議決定)」で提唱され、「第六次環境基本計画」(令和6年閣議決定)においても、計画の最上位の目的である「ウェルビーイング/高い生活の質」を将来にわたってもたらす「新たな成長」の実践・実装の場とされた。本事業では、地域循環共生圏実現の基盤となる、ローカルSDGs事業(地域資源を活用し環境・経済・社会課題の同時解決／価値創造をする事業・取組)を生み出	(385の内数)	(325の内数)	—	環境省	大臣官房 地域政策課 地域循環共生圏 推進室 (03-5521-8328)	

			し続ける地域プラットフォームを各地域で実装すべく、①トランジションモデル形成、②中間支援機能の担い手育成、③地域間ネットワーク強化・情報発信、④官民連携コミュニティ創出プロジェクトを実施する。						
5	エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業	継続	国立公園等において、自然観光資源を活用した持続可能な地域活性化を推進するため、地域振興に取り組むエコツーリズム推進協議会を対象に、エコツーリズムの推進体制の整備・強化、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成等の取組を交付金により支援。	(60 の内数)	(20 の内数)	1/2 以内	地域協議会（地方公共団体、NPO 等で構成）等	自然環境局 国立公園利用推進室 (03-5521-8271)	
6	生物多様性保全推進支援事業	継続	各地域において実施される生物多様性保全に資する取組のうち、地域生物多様性増進法に基づく活動計画の作成、種の保存法に基づく絶滅危惧種対策、自然公園法等の法律で指定された保護地域や増進法に基づく計画区域内での活動、重要里地里山等における社会経済的課題と環境的課題を統合的に解決しようとする活動など、全国的な観点から重要性の高い事業を支援する。	(165 の内数)	(174 の内数)	1/2、3/4、定額	地方公共団体、地域協議会（地方公共団体、NPO 等で構成）、その他民間団体等	自然環境局 自然環境計画課 生物多様性主流化室 (03-5521-9108)	
7	良好な水環境保全・活用モデル事業	継続	地域における水環境等の保全・活用による地域づくりにより、地域における関係主体の取組を促すとともに、水環境の適切な管理・良好な環境の創出を目的としたモデル事業を実施する。	(60 の内数)	(260 の内数)	—	地方公共団体、公益法人・NPO 法人・企業・学校法人・観光協会等の民間団体、又はこれらを構成団体とする協議会等	水・大気環境局 環境管理課 環境創造室 (03-5521-8298)	
8	戦略的「令和の里海づくり」基盤構築事業	継続	藻場・干潟等の保全・再生・創出において着実に成果を創出するとともに、地域特有の手法により地域資源を利活用することで、保全と利活用の好循環を実現するための持続可能な里海づくりの基盤構築を、地域団体とともに戦略的に目指すもの。	(60 の内数)	(260 の内数)	—	地方公共団体、協議会、NPO 法人・企業・漁業協同組合・学校法人・観光協会等の民間団体、又はこれらを構成団体とする協議会等	水・大気環境局 海洋環境課 海域環境管理室 (03-5521-8317)	

9	良好な環境を活用した観光モデル事業	新規	豊かな水辺、星空、音の風景等、地域特有の自然や文化の保全が行われてきた地域において、インパウンド誘客に資する自然資本の磨き上げとその利活用に取り組み、「良好な環境」を活用したインパウンド観光の推進を図ることを目的としたモデル事業を実施する。	(300 の内数)	(150 の内数)	—	地方公共団体、観光地域づくり法人 (DMO)・公益法人・NPO 法人・企業・学校法人・観光協会等の民間団体、又はこれらを構成団体とする協議会等	水・大気環境局環境管理課環境創造室 (03-5521-8298)	
10	リユースの促進、食品ロス削減、サステナブル・ファッション、プラスチック等の資源循環等による循環型社会の実現に向けた支援	統廃合	食品ロス削減、サステナブル・ファッション、使用済紙おむつ、プラスチック等の資源循環、リユースの促進等による循環型社会の実現に向けた支援を行います。	976 の内数	(1388 の内数)	—	環境省	環境再生・資源循環局 資源循環課 容器包装・プラスチック資源循環室 (03-5501-3153) 環境再生・資源循環局 資源循環課 (03-6205-4947)	
11	特定外来生物防除等対策事業	継続	地方自治体が行う特定外来生物の防除等について、交付金により支援する。本事業においては、実施主体の地方自治体から NPO 法人等に業務委託することが可能。	100	700	2 分の 1、定額	地方公共団体 (都道府県、市町村 (特別区を含む))	環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 03 (5521) 8344	
12	指定管理鳥獣対策事業	継続	都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣 (ニホンジカ、イノシシ、クマ類) の捕獲や被害対策等を支援する。本事業においては、実施主体の地方自治体から NPO 法人等に業務委託することが可能。	5,250※国際観光旅客税財源を含む	4,863	2 分の 1、3 分の 2、定額	都道府県 (一部市町村への間接補助)、協議会	環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 03 (5521) 8285	

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和 8 年度予算額 (百万円)	令和 7 年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	照会窓口	備考
1	「脱炭素×復興まちづくり」推進加速化事業	継続	震災や原子力災害により大きな影響を受けた福島県内の市町村において、環境再生、産業創出、まち・暮らし創生を図りながら、徹底した脱炭素型のまちづくりを推進するため、地域の課題に応じた事業の創出、民間事業者等の自立・分散型エネルギーシステムの導入に資する計画策定や地域と共生した設備導入等を支援する。	500	500	計画策定 (2/3 上限 1,000 万円)、 導入等補助 (1/4～5/6 上限 2 億円)	民間事業者・ 団体・大学・ 地方公共団体	環境再生・資源 循環局環境再生 事業担当参事官 付福島再生・未 来志向プロジェ クト推進室 03-3581-2788	「脱炭素×復興 まちづくり」推 進事業

連番	事業名	区分	施策・事業概要	令和8年度予算額 (百万円)	令和7年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	照会窓口	備考
1	地域の多様な主体の連携及び協働の推進	継続	令和6年度に創設された「指定地域共同活動団体」制度の円滑な導入・運用に向けて、先駆的な取組事例等を参考に、導入ガイドブックの作成や周知・啓発等を実施する。	—	令和7年度補正 20	—	民間企業等	総務省自治行政 局市町村課 03-5253-5516	
2	ふるさと住民登録制度	新規	関係人口を可視化し、地域の担い手確保や活性化につなげる制度。令和8年度中の開始を目指す。 誰もがスマホのアプリで簡単・簡便に関心のある自治体を登録し、担い手活動等を通じて関わりを深められるよう、国がプラットフォームとなるシステムを構築するとともに、自治体における効果的な取組の推進に向け、モデル事業を実施。	—	令和7年度補正 354	—	総務省	総務省自治行政 局地域情報化企 画室 03-5253-5525	
3	主権者教育	継続	自治体や民間啓発団体等の主権者教育の取組を支援する	79	134	—	自治体、民間 啓発団体等	総務省自治行政 局選挙部管理課 03-5253-5574	
4	外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた地域の受け皿づくりに関する調査研究	新規	外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、外国人が社会のルールを遵守しつつ地域に溶け込むことで地域社会の構成員として生きていけるよう地域の受け皿づくりの取組について調査・研究を実施。	—	令和7年度補正 30	—	地方公共団体	総務省自治行政 局国際室 03-5253-5527	
5	集落ネットワーク圏形成支援事業	継続	「集落ネットワーク圏」において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援。	400	400	1,500万円 (下記項目に 該当する場合 上 限 最 大 3,000万円) ①専門人材を 活用する事業 (+500万円) ②ICT等技術 を活用する事 業 (+1,000万 円) ③上記(①+ ②) 併用事業	集落ネットワ ーク圏を支え る中心的な組 織(地域運営 組織等)	総務省自治行政 局過疎対策室 03-5253-5536	

						(+ 1,500 万 円)			
--	--	--	--	--	--	-------------------	--	--	--